

令和8年度

鹿児島県水防計画書

鹿児島県

主要電話番号一覧表

国土交通省	本省	代表 03-5253-8111
	治水課	マイク 80-35554
	防災課	直通 03-5253-8457 マイク 80-35738
	九州地方整備局	代表 時間内 092-471-6331 時間外 092-471-6340
	川内川河川事務所	代表 0996-22-3271
	大隅河川国道事務所	代表 0994-65-2541
	鶴田ダム管理所	マイク 773-332 直通 0996-59-2030
	鹿児島国道事務所	時間内 099-216-3855 時間外 099-216-3111
関係官署	鹿児島地方気象台	099-250-9912
	鹿児島県警察本部	099-206-0110
	陸上自衛隊 第12普通科連隊	0995-46-0350
	海上自衛隊 第一航空群	0994-43-3111 内線 時間内 2218 時間外 2222
通信・報道関係機関	NTT西日本鹿児島支店	099-227-9689
	N H K	099-805-7000
	M B C	099-254-7111
	K T S	099-258-1111
	K K B	099-251-5111
	K Y T	099-285-5575
	青潮会	代表 099-286-2111 直通 099-286-2120
鹿児島県	本庁	代表 099-286-2111
	危機管理防災課	マイク 89-779-9855 直通 099-286-2276
	河川課	マイク 89-779-9841 直通 099-286-3590 099-286-3593

鹿児島県	鹿児島地域振興局 建設部	直通 099-805-7307
	土木建築課 日置市駐在機関	直通 099-273-3452
	南薩地域振興局 建設部	直通 0993-52-1373
	土木建築課 指宿市駐在機関	直通 0993-22-2382
	北薩地域振興局 建設部	直通 0996-25-5548
	土木建築課 出水市駐在機関	直通 0996-63-3121
	甕島支所	代表 09969-2-0016 直通 09969-2-0062
	始良・伊佐地域振興局 建設部	直通 0995-63-8351
	土木建築課 伊佐市駐在機関	直通 0995-23-5164
	大隅地域振興局 建設部	直通 0994-52-2176
	土木建築課 曾於市駐在機関	直通 099-482-0481
	河川港湾課 志布志市駐在機関	直通 099-473-1651
	熊毛支庁 建設部	直通 0997-22-1136
	屋久島事務所 建設課	直通 0997-46-2211
	大島支庁 建設部	直通 0997-57-7332
	瀬戸内事務所 建設課	直通 0997-72-2111
喜界事務所	直通 0997-65-2091	
徳之島事務所 建設課	直通 0997-82-1251	
沖永良部事務所 建設課	直通 0997-92-0039	

(注) マイクロ電話は鹿児島県設置のものは最初の番号は91で使用する。

例：国土交通省治水課
80-35554→918035554

令和8年度 鹿児島県水防計画書 目次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	水防組織	6
第 3 章	重要水防箇所等	12
第 4 章	気象注意報・警報の発表及び諸観測の通報	13
第 5 章	水防警報	24
第 6 章	洪水予報	44
第 7 章	水位情報	65
第 8 章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置	72
第 9 章	ダムの洪水調節と通報	93
第 10 章	出動・監視・警戒及び水防作業	106
第 11 章	通信連絡及び輸送	119
第 12 章	避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応	127
第 13 章	費用負担と公用負担	128
第 14 章	水防解除	130
第 15 章	水防報告と水防記録	131
第 16 章	水防管理団体の水防計画	134
第 17 章	協力及び協定	135
第 18 章	水防施設及び水防器具	137
第 19 章	水防標識・信号及び身分証票	139
第 20 章	水防訓練	141

別表

1	重要水防箇所	別-	1
2	水防箇所	別-	79
3	交通途絶予想箇所一覧表	別-	80
4	雨量観測所一覧表	別-	100
5	水位観測所一覧表	別-	107
6	潮位観測所一覧表	別-	112
7	風向風速観測所一覧表	別-	113
8	潮汐表	別-	114
9	雨量情報テレホンサービス電話番号	別-	119
10	災害時防災関係機関一覧表	別-	120
11	非常無線通信取扱機関一覧表	別-	125
12	水防倉庫及び防災ステーション一覧表	別-	131
13	県水防備蓄資器材一覧表	別-	138
	鹿児島県水防協議会条例	別-	141
	鹿児島県水防協議会委員・幹事名簿	別-	142
	(参考) 水防に関する気象警報等	別-	144

第 1 章 総 則

I 目 的

この計画は、鹿児島県における防災計画の一つとして、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

II 用語の定義

1 鹿児島県水防本部

鹿児島県内における水防を統轄するために必要と認められた間、第2章のIの3により設置されるものをいう。

2 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水防予防組合をいう（法第2条第2項）。

3 指定水防管理団体

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体で、知事が指定した次に掲げる27団体をいう（法第4条）。

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、いちき串木野市、阿久根市、奄美市、出水市、指宿市、南さつま市、霧島市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、志布志市、南九州市、伊佐市、さつま町、湧水町、始良市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、徳之島町、天城町

4 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水防予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

5 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

6 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

7 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

8 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

9 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

10 洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第3項及び第4項）。

11 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

12 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

13 水位到達情報

水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位等）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川においては氾濫発生情報のことをいう。

14 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれのある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

15 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

16 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位である。

17 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

18 氾濫発生水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

19 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に達したときには、水位到達情報を発表しなければならない。

20 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

21 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第14条）。

22 高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう（法第14条の3）。

Ⅲ 水防の責任

1 水防管理団体の責任（法第3条）

市町村は、この計画に基づきその区域における水防を十分に果たすべき責任を有するものとする。

2 鹿児島県の責任（法第3条の6）

鹿児島県内における水防体制の確立強化を図るとともに、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう指導し、水防能力の確保に努めなければならない。

3 放送局、NTT、その他通信報道機関の義務（法第27条）

水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

4 一般県民の義務（法第24条）

常に気象状況、水防状況に注意し、水防管理者、水防団長又は消防機関の長から水防活動のため協力を求められた場合は、直ちにこれに従事しなければならない。

Ⅳ 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて遠地津波と近地津波に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。したがって、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

したがって、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

Ⅴ 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

例) 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の例

- ・ 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・ 水防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・ 水防活動は原則として複数人で行う。

- 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、避難場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

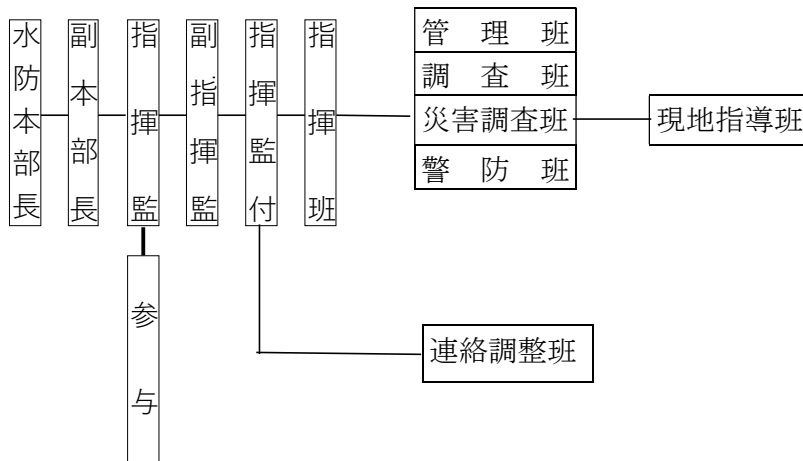
第 2 章 水 防 組 織

I 県の水防組織

水防に係る気象の予報、注意報、警報などにより、洪水、高潮、津波のおそれがあり、水防の必要を認めたときから、その危険が解消するまでの間、県は次の組織をもって水防事務を処理する。

水防本部は県庁内に置き、水防業務の総括に当たる。ただし、鹿児島県災害対策本部が設置された場合は、同本部の土木対策部として水防業務の遂行に努めるものとする。

1 組織系統



2 事務分担

(1) 水防本部の事務分担

水防本部長	知事
副本部長	副知事
指揮監	土木部長
参与	建築技監
副指揮監	土木部次長
指揮監付	監理課長、道路建設課長、道路維持課長、河川課長、砂防課長、 港湾空港課長、都市計画課長、建築課長
指揮班長	河川課長

班 名	班 長	班 員	業 務
指揮班	河川課長	土木部各課長補佐、 技術補佐	水防業務全般にわたる指揮及び緊急対策
管理班	河川課管理係長	河川課管理係員	水防業務全般にわたる企画、水防資器材及び 気象情報の整備（雨量、水位、風速、流量、 潮位、気象情報の調査、記録及び通報）
調査班	河川課災害係長	河川課災害係員	土木関係災害の速報、土木災害状況の記録報 告、災害応急復旧の調査費配分
災 害 調査班	河川課防災海岸係長 道路維持課維持補修係長 港湾空港課防災係長 砂防課砂防係長 建築課監察指導係長 建築課計画指導係長 建築課住宅政策室住宅企画係長	河川課防災海岸係員 道路維持課維持補修係員 港湾空港課防災係員 砂防課砂防係員 建築課監察指導係員 建築課計画指導係員 建築課住宅政策室住宅企画係員	河川、海岸災害の調査 道路の災害調査 港湾の災害調査 砂防の災害調査 宅造地の災害調査 建築物の災害調査 建築物の災害調査
警防班	河川課治水係長 河川課開発係長	河川課治水係員 河川課開発係員	水防工法の指導
連 絡 調整班	監理課企画調整係長	監理課企画調整係員	部内の連絡調整

本表に含まれない者は指揮監の指示により臨時に所要の業務を分担する。

(2) 現地指導班の事務分担

各地域振興局建設部長、北薩地域振興局建設部甌島支所長、北薩地域振興局建設部参事（出水市駐在）、始良・伊佐地域振興局建設部参事（伊佐市駐在）、大隅地域振興局建設部参事（曾於市駐在）、大隅地域振興局建設部参事（志布志市駐在）、各支庁建設部長、各支庁事務所建設課長、喜界事務所長は、その所属職員及び管理担当職員を指揮して、次の区域の水防指導及び現地調査を担当する。

班名	所在地	班長	水防指導区域
鹿児島地域振興局建設部	鹿児島市小川町	鹿児島地域振興局建設部長	鹿児島市、鹿児島郡、いちき串木野市、日置市
南薩地域振興局建設部	南さつま市加世田東本町	南薩地域振興局建設部長	枕崎市、南さつま市、南九州市、指宿市
北薩地域振興局建設部	薩摩川内市神田町	北薩地域振興局建設部長	薩摩川内市、薩摩郡
北薩地域振興局建設部 土木建築課出水市駐在機関	出水市昭和町	北薩地域振興局建設部参事（出水市駐在）	出水市、阿久根市、出水郡
北薩地域振興局建設部 甌島支所	薩摩川内市上甌町	北薩地域振興局建設部甌島支所長	薩摩川内市（甌島）
始良・伊佐地域振興局建設部	始良市加治木町 諏訪町	始良・伊佐地域振興局建設部長	霧島市、始良市、始良郡
始良・伊佐地域振興局建設部 土木建築課伊佐市駐在機関	伊佐市大口里	始良・伊佐地域振興局建設部参事（伊佐市駐在）	伊佐市
大隅地域振興局建設部	鹿屋市打馬二丁目	大隅地域振興局建設部長	鹿屋市、垂水市、肝属郡、波見港
大隅地域振興局建設部 土木建築課曾於市駐在機関	曾於市大隅町岩川	大隅地域振興局建設部参事（曾於市駐在）	曾於市、志布志市（志布志港を除く。）、曾於郡
大隅地域振興局建設部 河川港湾課志布志市駐在機関	志布志市志布志町 帖	大隅地域振興局建設部参事（志布志市駐在）	志布志港
熊毛支庁建設部	西之表市西之表	熊毛支庁建設部長	西之表市、中種子町、南種子町
熊毛支庁 屋久島事務所建設課	屋久島町安房	熊毛支庁屋久島事務所建設課長	屋久島町
大島支庁建設部	奄美市名瀬永田町	大島支庁建設部長	奄美市、大和村、龍郷町
大島支庁 瀬戸内事務所建設課	瀬戸内町古仁屋	大島支庁瀬戸内事務所建設課長	宇檢村、瀬戸内町
大島支庁 喜界事務所	喜界町赤連	大島支庁喜界事務所長	喜界町
大島支庁 徳之島事務所建設課	徳之島町亀津	大島支庁徳之島事務所建設課長	徳之島町、天城町、伊仙町
大島支庁 沖永良部事務所建設課	和泊町手々知名	大島支庁沖永良部事務所建設課長	和泊町、知名町、与論町

(注) 以下、本計画において、各地域振興局建設部、北薩地域振興局建設部甌島支所、北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関、始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在機関、大隅地域振興局建設部土木建築課曾於市駐在機関、大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在機関、各支庁建設部、各支庁事務所建設課、喜界事務所を一括して「地域振興局建設部等」とし、各地域振興局建設部長、北薩地域振興局建設部甌

島支所長、北薩地域振興局建設部参事（出水市駐在）、始良・伊佐地域振興局建設部参事（伊佐市駐在）、大隅地域振興局建設部参事（曾於市駐在）、大隅地域振興局建設部参事（志布志市駐在）、各支庁建設部長、各支庁事務所建設課長、喜界事務所長を一括して「地域振興局建設部長等」とする。

3 水防本部の設置

気象、洪水、高潮、津波に関する注意報又は警報が発せられた場合及び降雨の状況等により災害の発生が予想され、その対策を要すると認めるときは、水防本部を設置する。

水防計画で定める水防本部員又は現地指導班員は、気象等の状況により水防本部の設置が見込まれる場合又は水防本部が設置された場合は、勤務時間外においても常にその所在を明らかにし、適時水防本部又は班長と連絡を取らなければならない。

II 水防管理団体の水防組織

1 水防組織

水防管理者は、管轄する区域の河川海岸等で水防を必要とするところを警戒防御するものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防機関、水防団その他の必要な機関を組織しておくものとする。

2 水防事務組合の組織

地形その他の状況により、市町村が単独で水防の責任を果たすことが著しく困難な場合又は不相当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

3 水防協力団体

(1) 水防協力団体の指定

水防管理者は、次の各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人、その他法人でない団体（事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているもの）を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

ア 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

イ 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供

ウ 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

エ 水防に関する調査研究を行うこと。

オ 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

カ ア～オに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 水防団等との連携

水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に業務を行わなければならない。

(3) 水防協力団体の監督等

水防管理者は、水防協力団体に対し、

ア 必要があると認めるときはその業務に関し報告させることができる。

イ 業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

ウ イの命令に違反したときは、指定を取り消すことができる。

(4) 情報の提供等

国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

4 大規模氾濫減災協議会

知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会及び国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会においては、毎年開催するなどして「地域の取組方針」に基づく取組の実施状況等を確認・共有し、必要に応じて取組内容を見直すなど、協議会として取組内容の点検・改善を行い、防災、減災の取組を継続的に推進するものとする。

第 3 章 重要水防箇所等

I 重要水防箇所

管内の河川・海岸等で堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想され、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所であり、別表 1 のとおりである。

II 水防箇所

管内の河川・海岸等の重要水防箇所外で沿川区域や沿岸区域のうち人口密度や土地利用の状況等の観点から保護すべき必要性の高いものと認められる箇所であり、別表 2 のとおりである。

III 主要道路における交通途絶予想箇所

管内の主要道路で河川の氾濫、浸水、高潮等により交通途絶が予想される箇所は、別表 3 のとおりである。

IV 土砂災害警戒区域等

管内の土砂災害の発生が予想される箇所は、鹿児島県土砂災害警戒区域等マップ（鹿児島県ホームページに掲載）のとおりである。

第4章 気象注意報・警報の発表及び諸観測の通報

I 水防活動用警報・注意報の発表と水防関係者の措置

1 水防活動に必要な予報及び警報の種類

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の名称と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報、特別警報の名称及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

（具体的な基準値は、別表の「（参考）水防に関する気象警報等」を参照。）

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・危険警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	レベル2 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 気象警報	レベル3 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき。
	レベル5 大雨特別警報	台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合。
水防活動用 洪水注意報	レベル2 氾濫注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 洪水警報	レベル3 氾濫警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	レベル4 氾濫危険警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき。
	レベル5 氾濫特別警報	台風や集中豪雨により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きい場合。
水防活動用 高潮注意報	レベル2 高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 高潮警報	レベル3 高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	レベル4 高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき。

	レベル5 高潮特別警報	台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こる。おそれが著しく大きい場合。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）。

2 県水防本部の措置

(1) 注意報発表に対する措置

ア 鹿児島地方気象台と連絡を緊密にし、鹿児島地方気象台の通報に基づいて、必要に応じて地域振興局建設部等やその他関係機関に注意報の種類、規模、日時その他必要な事項を連絡指示し、地域振興局建設部等やその他関係機関からの情報を取り、関係機関へ通報するものとする。

イ 注意報が発表されて必要と認められた場合は、河川課において別に編成した係長を長とする1個班は待機し、水防活動を行うものとする。

(2) 警報、危険警報及び特別警報発表に対する措置

ア 鹿児島地方気象台と連絡を緊密にし、必要に応じて地域振興局建設部等やその他関係機関に警報について通報し、水防について万全を期するよう指示するものとする。また、地域振興局建設部等やその他の関係機関からの情報を取り、関係機関へ通報するものとする。

イ 警報、危険警報及び特別警報が発表された場合は、河川課において別に編成した該当職員は待機し、水防活動を行うものとする。

ただし、待機の場合において、気象状況等により、その所定数を増減することができる。

3 現地指導班の措置

(1) 注意報の発表に対する措置

ア 注意報が発表されて必要と認められた場合、又は県水防本部から指示を受けたときは、直ちに管内の水防管理者その他関係機関に必要な連絡及び指示をする。

イ 特に大島支庁建設部及び各事務所建設課は、名瀬測候所と連絡を密にし、測候所の通報に基づき、その状況に応じて別命を待たず必要な措置を取ることができる。

(2) 警報、危険警報及び特別警報の発表に対する措置

警報が発表された場合、又は県水防本部から指示を受けたときは、その状況を水防管理者その他関係者に急報し、その他の水防の策を立てるとともに、本部の編成に準じて別に編成した該当職員は待機し、水防活動を行うものとする。

ただし、地域の状況気象の状況等により、待機職員の所定数を増減することができる。

4 水防管理者の措置

水防管理者は、県水防本部又は所轄地域振興局建設部等から注意報、警報、危険警報及び特別警報の通報を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは直ちに管内の水防団、消防機関及び水門の管理者等に必要な連絡をとり、水防活動体制に入らせるとともに、管内の諸般の状況を県水防本部又は所轄地域振興局建設部長等に報告するものとする。

5 水門管理者の措置

水門管理者は、所轄地域振興局建設部長等又は水防管理者から注意報、警報、危険警報及び特別警報の通知を受けたときは、直ちに工作物を点検し、常に水位の変動を監視し、必要な措置を取るとともに、その状況を所轄地域振興局建設部長等又は水防管理者に報告しなければならない。

6 排水ポンプ管理者の措置

各機場の操作規則及び細則に基づいて必要な体制及び措置を取るものとする。

(排水ポンプ場の名称・位置・排水能力・管理者等は次のとおり。)

排水ポンプ一覧表

河川・海岸名	名称	位置	台数	排水能力	管理者	連絡電話番号
川内川 (春田川)	向田排水機場	薩摩川内市 白和町	2台	$5\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 10.0\text{m}^3/\text{S}$	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
川内川 (永田川)	永田排水機場	薩摩川内市 五代町	4台	$3.2\text{m}^3/\text{S} \times 4 = 12.8\text{m}^3/\text{S}$	薩摩川内市長	0996-23-5111
川内川 (高城川)	五代排水機場	薩摩川内市 五代町	2台	$0.45\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.90\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
	御崎山排水機場	薩摩川内市 五代町	2台	$0.40\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.80\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (新川)	高江排水機場	薩摩川内市 高江町	3台	$4.166\text{m}^3/\text{S} \times 3 = 12.5\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (新川)	長崎排水機場	薩摩川内市 高江町	2台	$2.5\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 5.0\text{m}^3/\text{S}$	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
川内川 (銀杏木川)	銀杏木排水機場	薩摩川内市 宮内町	2台	$5.0\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 10.0\text{m}^3/\text{S}$	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
川内川 (三堂川)	三堂川排水機場	薩摩川内市 天辰町	2台	$5.0\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 10.0\text{m}^3/\text{S}$	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
川内川 (小倉川)	小倉排水機場	薩摩川内市 小倉町	2台	$2.5\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 5.0\text{m}^3/\text{S}$	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
川内川	下田排水機場	薩摩川内市 宮里町	3台	$0.43\text{m}^3/\text{S} \times 3 = 1.3\text{m}^3/\text{S}$	薩摩川内市長	0996-23-5111
〃	平良排水機場	薩摩川内市 宮里町	2台	$3.25\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 6.50\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	八間川排水機場	薩摩川内市 高江町	2台	$1.5\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 3.0\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	田海排水機場	薩摩川内市 田海町	3台	$1.2\text{m}^3/\text{S} \times 3 = 3.6\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	中郷ポンプ場	薩摩川内市 中郷町一丁目	4台	$2.5\text{m}^3/\text{S} \times 4 = 10.0\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (中郷川)	山田島排水ポンプ施設	薩摩川内市 中郷町山田島	1台	$1.16\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
川内川 (八間川)	高江排水ポンプ施設	薩摩川内市 高江町白浜	1台	$1.16\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
川内川	久見崎排水ポンプ施設	薩摩川内市 久見崎町浜	1台	$0.3\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
〃	大小路排水ポンプ施設	薩摩川内市 大小路町実風	1台	$0.75\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
川内川 (川畑川)	宮里排水ポンプ施設	薩摩川内市 宮里町川畑	1台	$0.25\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
川内川	舟倉排水ポンプ施設	薩摩川内市 東郷町斧淵	1台	$0.36\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
川内川 (下水流川)	東郷排水機場	薩摩川内市 東郷町船倉	2台	$1.0\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 2.0\text{m}^3/\text{S}$	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
川内川 (樋脇川)	戸田排水機場	薩摩川内市 中村町	6台	$1.0\text{m}^3/\text{S} \times 6 = 6.0\text{m}^3/\text{S}$	薩摩川内市長	0996-23-5111
〃	瀬越排水機場	薩摩川内市 中村町	4台	$1.5\text{m}^3/\text{S} \times 4 = 6.0\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
樋脇川 (大谷川)	吉野山排水ポンプ施設	薩摩川内市 中村町吉野山	3台	$1.16\text{m}^3/\text{s} + 0.425\text{m}^3/\text{s} \times 2 = 2.01\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
川内川 (隈之城川)	沖玉排水機場	薩摩川内市 宮崎町	2台	$0.60\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 1.20\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	宮崎排水機場	薩摩川内市 宮崎町	2台	$2.0\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 4.0\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (隈之城川)	向田ポンプ場	薩摩川内市 若松町	4台	$2\text{m}^3/\text{S} \times 2 + 2.68\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 9.36\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
隈之城川	中福良排水ポンプ施設	薩摩川内市 中福良町橋口	1台	$0.75\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
〃	日暮西排水ポンプ施設	薩摩川内市 向田町日暮西	1台	$0.13\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
〃	矢倉排水ポンプ施設	薩摩川内市 勝目町上水ノ手	1台	$0.5\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
〃	隈之城排水機場	薩摩川内市 隈之城町	2台	$3.25\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 6.5\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	隈之城第二排水機場	薩摩川内市 隈之城町	2台	$1.75\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 3.5\text{m}^3/\text{S}$	薩摩川内市長	0996-23-5111
〃	宮崎第二排水機場	薩摩川内市 宮崎町	2台	$1.55\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 3.10\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	冷水排水ポンプ施設	薩摩川内市 冷水町餅田	1台	$0.25\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
川内川	中村排水機場	薩摩川内市 中村町	2台	$2.25\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 4.50\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (平佐川)	平佐ポンプ場	薩摩川内市 平佐町	4台	$3.75\text{m}^3/\text{S} \times 4 = 15.0\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃

排水ポンプ一覧表

河川・海岸名	名称	位置	台数	排水能力	管理者	連絡電話番号
〃	日暮東排水ポンプ施設	薩摩川内市 向田町日暮東	1台	0.5m ³ /s	薩摩川内市長	0996-23-5111
〃	喜入排水ポンプ施設	薩摩川内市 平佐町喜入	1台	0.5m ³ /s	〃	〃
〃	草原排水ポンプ施設	薩摩川内市 平佐町草原	1台	0.5m ³ /s	〃	〃
〃	第2草原排水ポンプ施設	薩摩川内市 平佐町八間堂	1台	0.5m ³ /s	〃	〃
平佐川 (田崎川)	田崎排水ポンプ施設	薩摩川内市 田崎町小牟田池内	1台	0.5m ³ /s	〃	〃
川内川 (下鶴田川)	斧瀧排水機場	薩摩川内市 東郷町斧瀧	2台	2.5m ³ /S×2=5.0m ³ /S	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
川内川 (田海川)	斧瀧排水機場	薩摩川内市 東郷町小路	2台	0.65m ³ /S×2=1.3m ³ /S	薩摩川内市長	0996-23-5111
川内川 (倉野川)	倉野排水機場	薩摩川内市 樋脇町倉野	4台	1.0m ³ /S×4=4.0m ³ /S	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
高城川 (後牟田川)	城峯排水ポンプ施設	薩摩川内市 上川内町城峯	1台	1.16m ³ /s	薩摩川内市長	0996-23-5111
川内川	瀬口排水ポンプ施設	薩摩川内市 中郷町瀬口	1台	1.16m ³ /s	〃	〃
川内川 (丸池川)	丸池川排水機場	始良郡湧水町 木場	3台	2.5m ³ /S×2+5.0m ³ /S =10.0m ³ /S	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
川内川 (竹下川)	竹下排水機場	始良郡湧水町 中津川	2台	1.0m ³ /S×2=2.0m ³ /S	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
川内川	排水ポンプ車	薩摩郡さつま町 虎居	1台	1.0m ³ /S	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
川内川 (樋寄川)	川添排水機場	始良郡湧水町 川添	2台	2.5m ³ /S×2=5m ³ /S	湧水町長	0995-75-2111
〃	門前排水機場	始良郡湧水町 川添	2台	0.6m ³ /S×2=1.2m ³ /S	湧水町長	0995-75-2111
〃	竹中排水機場	始良郡湧水町 川添	2台	0.8m ³ /S×2=1.6m ³ /S	湧水町長	0995-75-2111
川内川 (網津川)	網津排水機場	薩摩川内市 港町	6台	1.0m ³ /S×6=6m ³ /S	薩摩川内市長	0996-23-5111
原田川	湯島排水機場	薩摩川内市 湯島町	5台	1.33m ³ /S×3+4.0m ³ /S×2= 12.0m ³ /S	薩摩川内市長	〃
蘭牟田漁港	蘭牟田排水ポンプ施設	薩摩川内市 鹿島町蘭牟田	4台	0.58m ³ /s×4=2.32m ³ /s	薩摩川内市長	〃
—	大小路・中郷線 排水ポンプ施設	薩摩川内市 大小路町	2台	0.06m ³ /s×2=0.12m ³ /s	薩摩川内市長	〃
—	横馬場・田崎線 排水ポンプ施設	薩摩川内市 横馬場町春日	2台	0.075m ³ /s×2=0.15m ³ /s	薩摩川内市長	〃
—	岩下・焼山線 排水ポンプ施設	薩摩川内市 港町星原	2台	0.03m ³ /s+0.06m ³ /s=0.09 m ³ /s	薩摩川内市長	〃
—	天大橋下 排水ポンプ施設	薩摩川内市 東大小路町	2台	0.06m ³ /s×2=0.12m ³ /s	薩摩川内市長	〃
—	肥薩おれんじ鉄道下 排水ポンプ施設	薩摩川内市 大小路町	2台	0.08m ³ /s×2=0.16m ³ /s	薩摩川内市長	〃
荒切川	荒切川排水機場	薩摩川内市 里	2台	1.3m ³ /S×2=2.6m ³ /S	北薩地域振興局 甌島支所長	09969-2-0062
野口漁港	江内排水機場	出水市高尾野町 江内	3台	3.43m ³ /S×3=10.3m ³ /S	出水市長	0996-85-5108
犬童川	福之江排水機場	出水市汐見町	2台	4.0m ³ /S×2=8m ³ /S	出水市長	0996-67-3613
万之瀬川 (堀川) (境川) (岸元川)	宮崎排水機場	南さつま市 金峰町宮崎	2台	1.0m ³ /S×2=2m ³ /S	南さつま市長	0993-76-1613
	中津野排水機場	南さつま市 金峰町中津野	2台	0.875m ³ /S×2=1.75m ³ /S	南さつま市長	〃
	尾下排水機場	南さつま市 金峰町尾下	2台	1.5m ³ /S×2=3m ³ /S	南さつま市長	〃
万之瀬川 (堀川)	高橋排水機場	南さつま市 金峰町高橋	2台	2.5m ³ /S×2=5m ³ /S	南さつま市長	0993-76-1613
折口川	折多排水機場	阿久根市折口	2台	2.5m ³ /S×2=5m ³ /S	阿久根市長	0996-75-0478
大浦川	大浦第二排水機場	南さつま市大浦町	2台	1.75m ³ /S×2=3.5m ³ /S	南さつま干拓 土地改良区	0993-62-2006
肝属川	下小原排水機場	鹿屋市串良町 下小原	2台	3.25m ³ /S×2=6.5m ³ /S	鹿屋市長	0994-63-3113
肝属川 (串良川)	串良樋管	鹿屋市串良町岡 崎	1台	0.133m ³ /s×1=0.133m ³ /s	鹿屋市長	0994-63-3113
〃	岡崎第3樋管	鹿屋市串良町岡 崎	2台	0.133m ³ /s×2=0.266m ³ /s	鹿屋市長	0994-63-3113

排水ポンプ一覧表

河川・海岸名	名称	位置	台数	排水能力	管理者	連絡電話番号
肝属川 (始良川)	川上樋管	鹿屋市吾平町麓	4台	$0.133\text{m}^3/\text{s} \times 4 = 0.533\text{m}^3/\text{s}$	鹿屋市長	0994-58-7111
肝属川 (串良川)	吉元排水機場	肝属郡東串良町川西	2台	$2.1\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 4.2\text{m}^3/\text{S}$	東串良町長	0994-63-3126
〃	港原排水機場	肝属郡東串良町川西	3台	$2.7\text{m}^3/\text{S} \times 2 + 0.5\text{m}^3/\text{S} = 5.9\text{m}^3/\text{s}$	東串良町長	〃
肝属川	川西排水機場	肝属郡東串良町川西	6台	$1.0\text{m}^3/\text{S} \times 6 = 6\text{m}^3/\text{S}$	東串良町長	〃
花渡川	平田潟地区(1)排水機場	枕崎市平田町	2台	$0.9\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 1.8\text{m}^3/\text{S}$	枕崎市長	0998-72-1111
〃	平田潟地区(2)排水機場	枕崎市平田町	2台	$0.4\text{m}^3/\text{S} + 0.3\text{m}^3/\text{S} = 0.7\text{m}^3/\text{S}$	枕崎市長	〃
花渡川 (馬追川)	田畑地区排水機場	枕崎市立神本町	2台	$1.88\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 3.76\text{m}^3/\text{s}$	枕崎市長	〃
〃 (中洲川)	東鹿籠第一排水機場	枕崎市桜山町	2台	$1.0\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 2.0\text{m}^3/\text{S}$	枕崎市長	〃
〃	東鹿籠第二排水機場	枕崎市寿町	2台	$0.35\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.7\text{m}^3/\text{S}$	枕崎市長	〃
天降川	府中排水ポンプ場	霧島市国分府中	6台	$1.27\text{m}^3/\text{S} \times 6 = 7.62\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	0995-45-5111
〃	姫城3号排水ポンプ場	霧島市隼人町姫城	1台	$1.33\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	〃
〃	日当山排水ポンプ場	霧島市隼人町東郷	2台	$1\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 2\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	〃
〃	姫城2号排水ポンプ場	霧島市隼人町内	2台	$0.75\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 1.5\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	〃
〃	見次排水ポンプ場	霧島市隼人町姫城	2台	$0.83\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 1.66\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	〃
〃	西瓜川原排水ポンプ場	霧島市隼人町姫城	2台	$0.5\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 1\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	〃
〃	東郷排水ポンプ場	霧島市隼人町東郷	2台	$0.75\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 1.5\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	〃
〃	大津排水ポンプ場	霧島市隼人町内	2台	$0.45\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.9\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	〃
—	下井排水ポンプ場	霧島市国分下井	4台	$0.5\text{m}^3/\text{S} \times 4 = 2\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	〃
—	住吉新田排水機場	霧島市隼人町真孝	2台	$2.0\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 4.0\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	〃
—	島津新田排水機場	霧島市隼人町真孝	3台	$0.8\text{m}^3/\text{S} \times 3 = 2.4\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	〃
大里川	川南排水機場	いちき串木野市大里	3台	$0.66\text{m}^3/\text{S} \times 3 = 2.0\text{m}^3/\text{S}$	いちき串木野市長	0996-36-3111
肝属川	茶円排水機場	鹿屋市吾平町下名	6台	$1.08\text{m}^3/\text{S} \times 6 = 6.5\text{m}^3/\text{S}$	鹿屋市長	0994-58-7111
荒田川	荒田川排水機場	鹿児島市	3台	$6.3\text{m}^3/\text{S} \times 2 + 8.0\text{m}^3/\text{S} = 20.6\text{m}^3/\text{s}$	鹿児島地域振興局	099-805-7307
和田川	和田雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	$43.5\text{m}^3/\text{分} \times 2 = 87.0\text{m}^3/\text{分}$	鹿児島市長	099-803-8772
〃	東塩屋第1雨水ポンプ場	〃	2台	$44.0\text{m}^3/\text{分} \times 2 = 88.0\text{m}^3/\text{分}$	〃	〃
〃	東塩屋第2雨水ポンプ場	〃	2台	$30.0\text{m}^3/\text{分} \times 2 = 60.0\text{m}^3/\text{分}$	〃	〃
〃	東塩屋第3雨水ポンプ場	〃	2台	$0.3\text{m}^3/\text{分} \times 2 = 0.6\text{m}^3/\text{分}$	〃	〃
〃	東塩屋第4雨水ポンプ場	〃	2台	$3.0\text{m}^3/\text{分} \times 2 = 6.0\text{m}^3/\text{分}$	〃	〃
甲突川	甲突雨水ポンプ場	〃	2台	$45.0\text{m}^3/\text{分} \times 2 = 90.0\text{m}^3/\text{分}$	〃	〃
〃	甲突第1雨水ポンプ場	〃	2台	$12.0\text{m}^3/\text{分} \times 2 = 24.0\text{m}^3/\text{分}$	〃	〃
〃	下荒田雨水ポンプ場	〃	2台	$18.0\text{m}^3/\text{分} \times 2 = 36.0\text{m}^3/\text{分}$	〃	〃
清滝川水路	錦江雨水ポンプ場	〃	2台	$6.0\text{m}^3/\text{分} \times 2 = 12.0\text{m}^3/\text{分}$	〃	〃
〃	塩屋雨水ポンプ場	〃	2台	$28.5\text{m}^3/\text{分} \times 2 = 57.0\text{m}^3/\text{分}$	〃	〃
鴨池川水路	真砂雨水ポンプ場	〃	2台	$60.0\text{m}^3/\text{分} \times 2 = 120.0\text{m}^3/\text{分}$	〃	〃
〃	鴨池第1雨水ポンプ場	〃	2台	$21.0\text{m}^3/\text{分} \times 2 = 42.0\text{m}^3/\text{分}$	〃	〃
〃	鴨池第2雨水ポンプ場	〃	2台	$12.0\text{m}^3/\text{分} \times 2 = 24.0\text{m}^3/\text{分}$	〃	〃

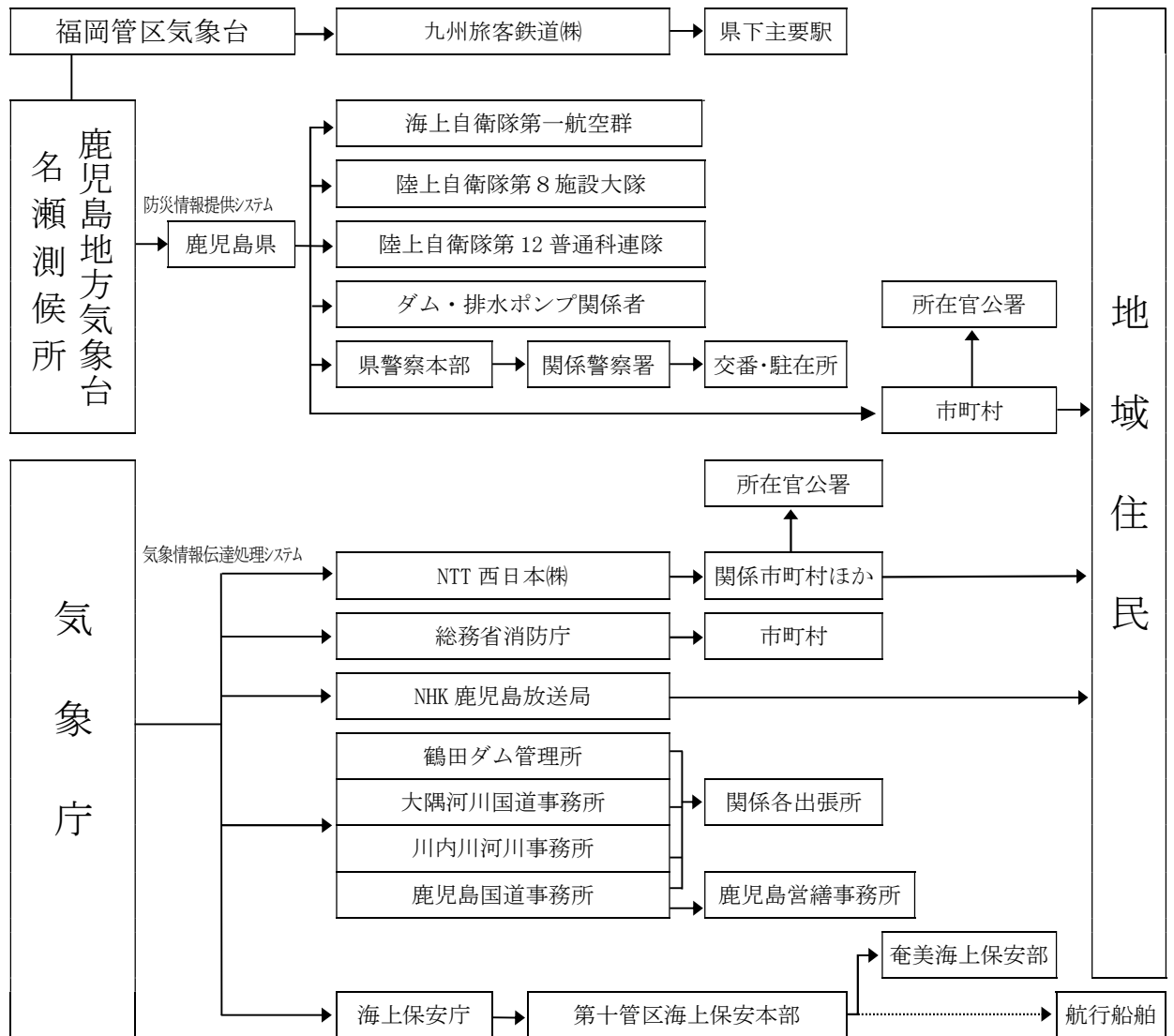
排水ポンプ一覧表

河川・海岸名	名称	位置	台数	排水能力	管理者	連絡電話番号
永田川	東清見第1雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	6.0m ³ /分×2=12.0m ³ /分	鹿児島市長	099-803-8772
〃	東清見第2雨水ポンプ場	〃	1台	6.0m ³ /分×1=6.0m ³ /分	〃	〃
〃	東清見第3雨水ポンプ場	〃	2台	18.0m ³ /分×2=36.0m ³ /分	〃	〃
〃	桜川第1雨水ポンプ場	〃	2台	6.0m ³ /分×2=12.0m ³ /分	〃	〃
〃	桜川第2雨水ポンプ場	〃	2台	6.0m ³ /分×2=12.0m ³ /分	〃	〃
木之下川	西塩屋第1雨水ポンプ場	〃	2台	25.0m ³ /分×2=50.0m ³ /分	〃	〃
〃	西塩屋第2雨水ポンプ場	〃	2台	3.0m ³ /分×2=6.0m ³ /分	〃	〃
—	平馬場排水機場	鹿児島市	2台	0.075m ³ /S×2=0.15m ³ /S	鹿児島市	099-293-2350
一湊川	一湊地区揚排水機場	熊毛郡屋久島町一湊	2台	0.4m ³ /S×2=0.8m ³ /S	屋久島町長	0997-42-0100
川内川	排水ポンプ車	薩摩川内市天辰町麦田	1台	1.0m ³ /S	川内川河川事務所長	0996-22-3271
川内川	排水ポンプ車	伊佐市菱刈川南	3台	0.5m ³ /S×3=1.5m ³ /S	川内川河川事務所長	0996-22-3271
川内川	排水ポンプ車	始良郡湧水町木場	3台	1m ³ /S×2+0.5m ³ /S=2.5m ³ /S	川内川河川事務所長	0996-22-3271
肝属川	排水ポンプ車	肝属郡肝付町前田	2台	0.125m ³ /S×8=1.0m ³ /S	大隅河川国道事務所長	0994-65-2541
肝属川	排水ポンプ車	肝属郡東串良町新川西	2台	0.125m ³ /S×4=0.5m ³ /S	〃	〃
串良川	排水ポンプ車	鹿屋市串良町岡崎	1台	0.125m ³ /S×8=1.0m ³ /S	〃	〃
始良川	排水ポンプ車	鹿屋市吾平町麓	2台	0.083m ³ /S×6=0.5m ³ /S	〃	〃
加世田川	市役所裏ポンプ場	南さつま市加世田川畑	2台	1.4m ³ /S×2=2.8m ³ /S	南さつま市長	0993-76-1627
加世田川	竹田神社ポンプ場	南さつま市加世田武田	2台	1.9m ³ /S×2=3.8m ³ /S	〃	〃
加世田川	永田ポンプ場	南さつま市加世田村原	2台	2.3m ³ /S×2=4.6m ³ /S	〃	〃
万之瀬川	地頭所ポンプ場	南さつま市加世田地頭所	2台	2.4m ³ /S×2=4.8m ³ /S	〃	〃
五反田川	塩田雨水ゲートポンプ場	いちき串木野市汐見町	2台	1.2m ³ /S×2=2.4m ³ /S	いちき串木野市長	0996-36-3111
米ノ津川	住吉雨水ポンプ場	出水市住吉町	1台	2.3m ³ /S	出水市長	0996-63-4136
鹿児島湾	潟山雨水ポンプ場	指宿市東方	2台	1.5m ³ /S×2=3.0m ³ /S	指宿市長	0993-22-2111
鹿児島湾	新潟口雨水ポンプ場	指宿市大牟礼	3台	4.0m ³ /S×2+2.0=10.0m ³ /S	指宿市長	0993-22-2111
住用川	住用地区排水機場	奄美市住用町	2台	1.25m ³ /S×2=2.5m ³ /S	奄美市長	0997-69-2111

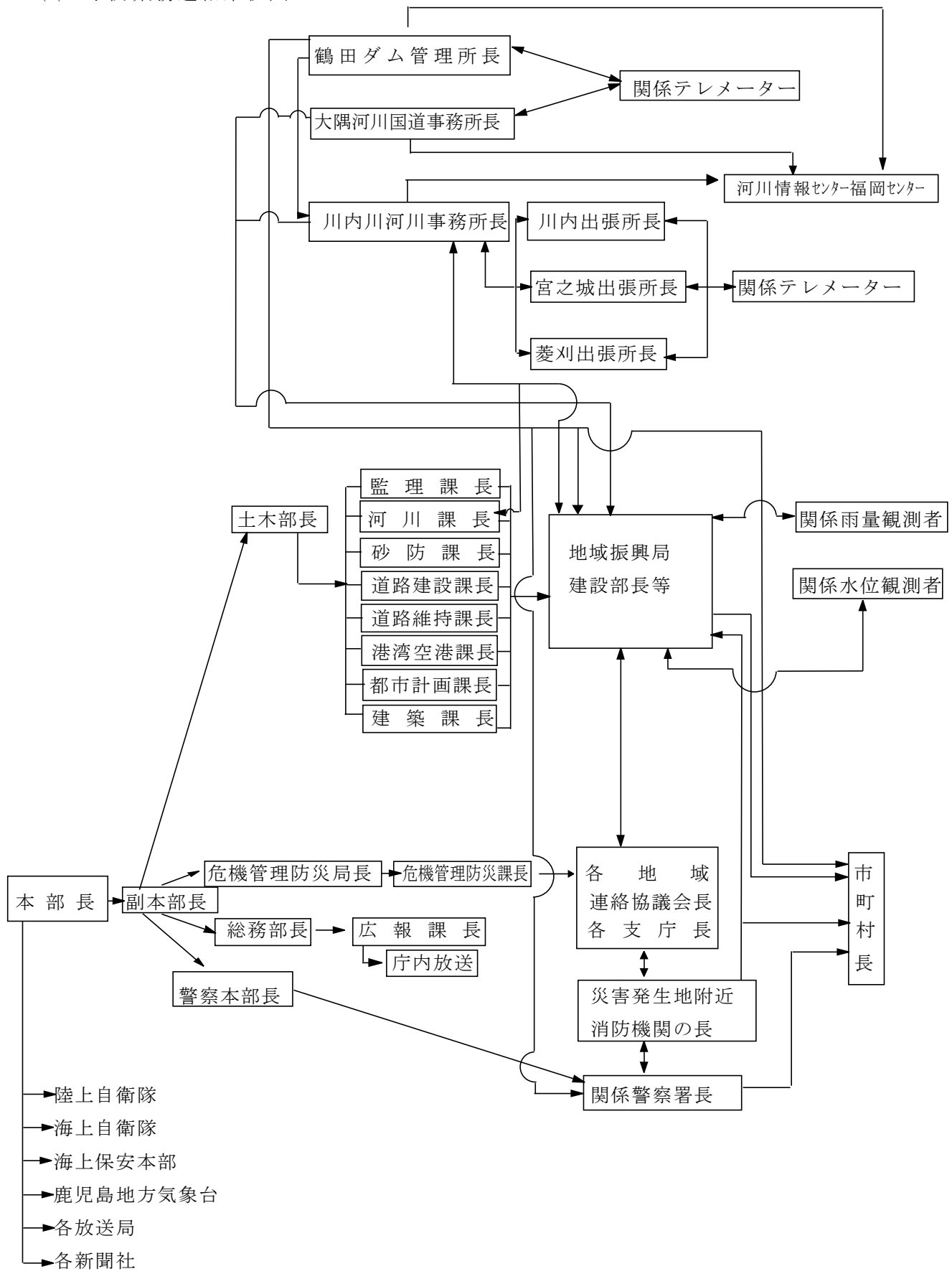
7 気象警報系統図及び水防業務連絡系統図

次のとおり。

(1) 気象警報系統図



(2) 水防業務連絡系統図



II 諸観測通報

1 雨量観測通報

- (1) 県水防本部は、気象状況により相当の降雨が予想されるときは、各地域振興局建設部等と緊密な連絡を取り、必要に応じ管内の雨量を報告させる。
また、必要に応じ鹿児島地方気象台と雨量に関する情報を相互に交換するものとする。
- (2) 県水防本部は、レーダー雨量計の活用により雨域の規模・動向等を把握し、必要に応じ関係地域振興局建設部等に情報を伝達するものとする。
- (3) 各地域振興局建設部等は、進んで本部と連絡を取り、常に的確な気象状況の把握に努めるとともに、管内雨量観測所より正確な資料を迅速に把握し、必要に応じ本部に通報しなければならない。
- (4) 地域振興局建設部長等が本部と通報する要領は、次のとおりである。
 - ア 最大24時間雨量80ミリメートル以上又は1時間雨量30ミリメートル以上を観測したときは、通報しなければならない。
 - イ 1日の総雨量が100ミリメートルを超え、引き続き豪雨が予想されるときは、1時間ごとに報告しなければならない。
 - ウ 雨が止んだときは、降り始めてからの総雨量を報告しなければならない。
 - エ ア～ウのほか、特に指示されたときも同様とする。
- (5) 管内の雨量観測所は、別表4のとおりである。
- (6) 鹿児島県河川砂防情報システムにより水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

2 水位観測通報

- (1) 水防管理者又は量水標管理者は、気象関係報道又は自らの判断で出水のおそれがあることを知った場合又は水防警報により出水の通知があった場合には、水位の変動を監視し、指定水位に達した時から直ちに所轄地域振興局建設部長等に通報しなければならない。
- (2) 地域振興局建設部長等は、(1)の通報を受けた場合は、直ちに県水防本部に報告するとともに、適切な措置を取らねばならない。
- (3) 地域振興局建設部長等は、次の場合に、観測場所、日時、水位増減の状況等について本部に通報するものとする。
 - ア 水防団待機水位に達した時から、その水位が下がるまでの間（1時間ごと）
 - イ 氾濫注意水位に達した時
 - ウ 氾濫危険水位に達した時
 - エ 氾濫注意水位を下った時
 - オ 水防団待機水位を下った時

(4) 量水標水位計の位置及び水防団待機、氾濫注意、氾濫危険水位は、別表5のとおりである。

3 潮位の観測通報

(1) 県内の水位観測所は、量水標管理者が管理する水位観測所が21箇所ある。(別表6のとおり)

(2) 管内の主な海岸地区の満潮時刻は、別表8のとおりである。

(3) 気象台及び放送局に対する通報

県水防本部は、水位又は潮位について各地域振興局建設部長等その他から通報を受けたときは、必要に応じ、鹿児島地方気象台及び各放送局に通報するものとする。

4 河川砂防情報システムによる情報

インターネットで河川水位や雨量、土砂災害危険度レベル等の情報提供を行っているほか、別表9のとおり電話での提供も行っている。

【PC版】 <https://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/>

【携帯電話版】 <https://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/mobile/>

【スマートフォン版】 <https://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/smart/>

5 インターネットによる情報

国が河川情報を提供しているインターネット等のアドレスは、次のとおりである。

国土交通省

・川の防災情報【PC版】 <http://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】 <http://river.go.jp/s/>

・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）

【PC版】 <http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

【スマートフォン版】 <http://nowphas.mlit.go.jp>

第 5 章 水 防 警 報

I 水防警報の発表

国土交通大臣又は知事は、水防警報を行う河川が豪雨等により増水して水防団待機水位に達し、氾濫注意水位に達すると思われるとき、又は台風による高潮発生及び地震による津波発生のおそれがあるときは、直ちに水防警報を発表しなければならない。

II 水防警報の種類

種 類	内 容	発表基準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等の河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波及び高潮の場合は、上記に準じ次のとおりとする。

待 機	地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波及び高潮の場合は、水防団待機水位・氾濫注意水位等にとらわれず、現地状況より判断し、水防警報を発表する。
準 備	
出 動	
解 除	

(注) 津波注意報・津波警報・大津波警報時に発表する水防警報は、住民の避難誘導等及び津波注意報・津波警報・大津波警報解除後の出水等に備えるもので、警報発表時に水防工法等の対策を行うものではない。

III 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の通知においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭におくものとする。

なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

IV 水防警報を行う河川

1 国土交通大臣が水防警報を行う河川

(1) 水防警報を行う河川名及びその区域

河川名		区 域	
川 内 川	幹川 (上流)	左岸 右岸	宮崎県境より羽月川合流点まで
	幹川 (下流)	左岸 右岸	さつま町の高嶺川の合流点から海まで
	支川 綿打川	左岸 右岸	始良郡湧水町大字米永字坂元3368番の2地先町道橋から幹川合流点まで
	支川 羽月川	左岸 右岸	伊佐市大口大字里字大中免277番地から幹川合流点まで 伊佐市大口大字鳥巣字水流456番乙号の2地先から幹川合流点まで
	支川 隈之城川	左岸 右岸	薩摩川内市隈之城町大字隈之城字石間伏739番の2地先隈之城川鉄道橋から幹川合流点まで 薩摩川内市向田町大字向田字腰掛1265番の2隈之城川鉄道橋から幹川合流点まで
	支川 樋渡川	左岸 右岸	薩摩川内市東郷町大字斧渕七迫5014番の3地先から川内川合流点まで 薩摩川内市東郷町大字斧渕字榎木田7863番地先から川内川合流点まで
肝 属 川	幹川	左岸 右岸	鹿屋市祓川町3947番地先の県道橋から海まで
	支川 串良川	左岸 右岸	鹿屋市串良町細山田水洗801番の口の地先から幹川への合流点まで 鹿屋市串良町細山田川久保4130番の1地先から幹川への合流点まで
	支川 高山川	左岸 右岸	肝属郡肝付町大字前田字田布尾323番の1地先から幹川への合流点まで 肝属郡肝付町大字新富字築ヶ城7737番の5地先から幹川への合流点まで
	支川 始良川	左岸 右岸	鹿屋市吾平町上名水流4909番の2地先県道橋から幹川合流点まで 鹿屋市吾平町上名西方高迫5684番の3地先県道橋から幹川合流点まで
	支川 下谷川	左岸 右岸	鹿屋市新栄町13番地先の市道橋から幹川合流点まで 鹿屋市新栄町12番地先の市道橋から幹川合流点まで

(2) 水防警報発表者

河川名	発令者
川内川	川内川河川事務所長
肝属川	大隅河川国道事務所長

(3) 水防警報の対象とする水位観測所

河川名	観測所名	地先	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	計画高 水位	観測所地点の 現堤防高
				m	m	m	m
川内川	吉松	始良郡湧水町川西	幹川右岸 96,350	4.60	5.50	8.30	10.22
川内川 支川綿打川	栗野橋	始良郡湧水町木場	幹川左岸 87,850	3.80	4.40	7.15	9.90
川内川	宮之城	薩摩郡さつま町 虎居	幹川右岸 37,700	4.00	5.20	8.74	10.35
川内川	倉野橋	薩摩川内市東郷町 南瀬	幹川右岸 26,000	6.30	7.60	11.53	11.90
川内川 支川隈之城川 支川樋渡川	川内	薩摩川内市 東大小路町1042	幹川右岸 12,100	4.20	4.70	6.99	9.00
川内川 支川羽月川	花北	伊佐市菱刈下手	幹川合流点から 左岸 3,200	4.30	5.10	7.50	9.30
肝属川	俣瀬	肝属郡東串良町 大字川西俣	河口より 3,880	2.80	3.80	5.63	9.00
肝属川	王子橋	鹿屋市王子町	河口より 20,450	2.30	3.20	5.22	6.12
肝属川 支川串良川	豊栄	肝属郡東串良町 大字池之原豊栄	幹川合流点より 3,460	2.10	3.70	5.65	7.20
肝属川 支川高山川	高山橋	肝属郡肝付町大字 新富	幹川合流点より 2,280	3.30	4.60	6.82	9.50
肝属川 支川始良川	始良橋	鹿屋市吾平町麓	幹川合流点より 1,500	2.30	3.70	6.22	8.60
肝属川 支川下谷川	鉄道橋	鹿屋市新栄町	幹川合流点より 1,100	2.40	3.10	4.26	4.88

(4) 各対象量水標の水防警報の範囲

河川名	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除
川内川	吉 松	水防団待機水位 (4.60m)に達した とき	水防団待機水位 (4.60m)を超え、氾 濫 注 意 水 位 (5.50m)を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (5.50m)に達し、 なお上昇の見込 みがあるとき	氾濫注意水位以 下に下がって再 び増水のおそれ がないと思われ るとき
川内川 綿打川	栗野橋	〃 (3.80m)	〃 (3.80m) 〃 (4.40m)	〃 (4.40m) 〃	〃
川内川	宮之城	〃 (4.00m)	〃 (4.00m) 〃 (5.20m)	〃 (5.20m) 〃	〃
川内川	倉野橋	〃 (6.30m)	〃 (6.30m) 〃 (7.60m)	〃 (7.60m) 〃	〃
川内川 隈之城川 樋渡川	川 内	〃 (4.20m)	〃 (4.20m) 〃 (4.70m)	〃 (4.70m) 〃	〃
羽月川	花 北	〃 (4.30m)	〃 (4.30m) 〃 (5.10m)	〃 (5.10m) 〃	〃
肝属川	俣 瀬	水防団待機水位 (2.80m)に達し、 氾濫注意水位 (3.80m)に達する と思われるとき	〃 (2.80m) 〃 (3.80m)	〃 (3.80m) 〃	〃
肝属川	王子橋	〃 (2.30m) 〃 (3.20m)	〃 (2.30m) 〃 (3.20m)	〃 (3.20m) 〃	〃
串良川	豊 栄	〃 (2.10m) 〃 (3.70m)	〃 (2.10m) 〃 (3.70m)	〃 (3.70m) 〃	〃
高山川	高山橋	〃 (3.30m) 〃 (4.60m)	〃 (3.30m) 〃 (4.60m)	〃 (4.60m) 〃	〃
始良川	始良橋	〃 (2.30m) 〃 (3.70m)	〃 (2.30m) 〃 (3.70m)	〃 (3.70m) 〃	〃
下谷川	鉄道橋	〃 (2.40m) 〃 (3.10m)	〃 (2.40m) 〃 (3.10m)	〃 (3.10m) 〃	〃

(5) 水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲

河川名	観測所名	発表担当者	受報担当者	連絡方法	水防管理団体 (水防管理者名)
川内川	吉松	川内川河川事務所長	始良・伊佐地域 振興局建設部長	FAX ・ メール	湧水町（同町長）
川内川 綿打川	栗野橋	〃	始良・伊佐地域 振興局建設部長	〃	湧水町（同町長）
川内川	宮之城	〃	北薩地域振興局 建設部長	〃	さつま町（同町長）
川内川	倉野橋	〃	〃	〃	薩摩川内市（同市長） さつま町（同町長）
川内川 隈之城川 樋渡川	川内	〃	〃	〃	薩摩川内市（同市長）
羽月川	花北	〃	始良・伊佐地域 振興局建設部長	〃	伊佐市（同市長）
肝属川	俣瀬	大隅河川国道事務所長	大隅地域振興局 建設部長	電話 ・ FAX	鹿屋市（同市長） 肝付町（同町長） 東串良町（同町長）
肝属川	王子橋	〃	〃	〃	鹿屋市（同市長）
串良川	豊栄	〃	〃	〃	鹿屋市（同市長） 東串良町（同町長）
高山川	高山橋	〃	〃	〃	肝付町（同町長）
始良川	始良橋	〃	〃	〃	鹿屋市（同市長）
下谷川	鉄道橋	〃	〃	〃	鹿屋市（同市長）

2 知事が水防警報を行う河川

(1) 水防警報を行う河川名及びその区域

河 川 名		区 域
甲 突 川	幹川	鹿児島市郡山町3494番地先の伊良ヶ谷滝から海まで
川 内 川	支川・平佐川	薩摩川内市田崎町田崎橋から支川隈之城川合流点まで
天 降 川	幹川	左岸 霧島市牧園町下中津川字折橋2229番地の2地先の市道橋から海に至る
		右岸 霧島市隼人町嘉例川字四十田4386番地の21地先の市道橋から海に至る
	支川・手籠川	左岸 霧島市国分重久字世田1926番地先の市道橋から天降川合流点まで 右岸 霧島市国分重久字田中1100番地の1地先の市道橋から天降川合流点まで
万之瀬川	幹川	左岸 南九州市川辺町清水字湯ノ尻3480番1地先から海まで 右岸 南九州市川辺町清水字眼流川2025番2地先から海まで
		支川・加世田川
米之津川	幹川	左岸 出水市武本字柳田6901番3地先から海まで 右岸 出水市上鯖淵字鯖淵原2379番2地先から海まで
神 之 川	幹川	日置市伊集院町郡梅乃前橋から海に至る
	支川・長松川	日置市伊集院町清藤清藤橋から神之川合流点まで
	支川・下谷口川	日置市伊集院町下谷口吾田橋から神之川合流点まで
花 渡 川	幹川	左岸 枕崎市田布川町911番1地先から海まで 右岸 枕崎市金山西町234番地先から海まで
		支川・中洲川
雄 川	幹川	左岸 肝属郡南大隅町根占川南から海まで 右岸 肝属郡南大隅町根占川北字小谷6245番地先から海まで
新 川	幹川	鹿児島市小野町紅葉橋から海まで
稲 荷 川	幹川	左岸 鹿児島市稲荷町251番26地先から海まで 右岸 鹿児島市稲荷町251番6地先から海まで
永 田 川	幹川	鹿児島市山田町一里迫大橋から海まで
本 城 川	幹川	垂水市高城的場橋から海まで
	支川・井川	垂水市新御堂五反田橋から本城川合流点まで

(2) 水防警報発表者

河川名	発令者
甲突川	鹿児島地域振興局長
平佐川	北薩地域振興局長
天降川	始良・伊佐地域振興局長
手籠川	
郡田川	
万之瀬川	南薩地域振興局長
加世田川	
米之津川	北薩地域振興局長
神之川	鹿児島地域振興局長
長松川	
下谷口川	
花渡川	南薩地域振興局長
中洲川	
雄川	大隅地域振興局長
新川	鹿児島地域振興局長
稻荷川	
永田川	
本城川	大隅地域振興局長
井川	

(3) 水防警報の対象とする水位観測所

河川名	観測所名	地先	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	氾濫 危険水位	観測所地点の 現堤防高
甲突川	宮山橋	鹿児島市郡山町	m 1.63	m 1.78	m 2.40	m 2.60
	塚田橋	鹿児島市小山田町塚田	3.02	3.34	4.16	5.40
	岩崎橋	鹿児島市下伊敷一丁目	4.19	4.78	5.44	7.40
平佐川	草原橋	薩摩川内市平佐町	3.47	4.07	5.57	7.90
天降川 手籠川 郡田川	日当山橋	霧島市隼人町東郷	4.40	5.40	6.40	8.40
万之瀬川	大渡橋	南九州市川辺町平山	3.10	4.40	5.40	7.80
	万之瀬橋	南さつま市加世田村原	3.50	4.90	5.80	9.10
加世田川	日新橋	南さつま市加世田武田	2.80	3.70	4.80	7.00
米之津川	春日橋	出水市昭和町	4.10	4.40	5.60	6.80
神之川 長松川 下谷口川	荒瀬橋	日置市伊集院町徳重	2.26	2.75	3.34	4.70
花渡川 中洲川	新神浦橋	枕崎市桜山町	2.10	2.60	3.30	5.00
雄川	北之口橋	南大隅町根占川北	2.98	4.26	5.88	6.00
新川	田上橋	鹿児島市田上一丁目	1.14	1.69	2.50	3.50
稲荷川	一ッ橋	鹿児島市池之上町	2.25	2.70	3.20	4.88
永田川	宮下橋	鹿児島市中山町	2.22	2.57	3.49	4.70
本城川 井川	今川原橋	垂水市高城	1.25	1.76	3.30	4.40

(4) 各対象量水標の水防警報の範囲

河川名	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除
甲 突 川	宮 山 橋	水防団待機水位 (1.63m)に達し、 氾濫注意水位 (1.78m)に達す ると思われると き	水防団待機水位 (1.63m)を超え、 氾濫注意水位 (1.78m)を突破 すると思われ るとき	氾濫注意水位 (1.78m)に達し、 上昇の見込ある とき	氾濫注意水位以 下に下がって再 び増水のおそれ がないと思われ るとき
	塚 田 橋	〃 (3.02m) 〃 (3.34m)	〃 (3.02m) 〃 (3.34m)	〃 (3.34m) 〃	〃
	岩 崎 橋	〃 (4.19m) 〃 (4.78m)	〃 (4.19m) 〃 (4.78m)	〃 (4.78m) 〃	〃
平 佐 川	草 原 橋	〃 (3.47m) 〃 (4.07m)	〃 (3.47m) 〃 (4.07m)	〃 (4.07m) 〃	〃
天 降 川 手 籠 川 郡 田 川	日 当 山 橋	〃 (4.40m) 〃 (5.40m)	〃 (4.40m) 〃 (5.40m)	〃 (5.40m) 〃	〃
万之瀬川	大 渡 橋	〃 (3.10m) 〃 (4.40m)	〃 (3.10m) 〃 (4.40m)	〃 (4.40m) 〃	〃
	万之瀬橋	〃 (3.50m) 〃 (4.90m)	〃 (3.50m) 〃 (4.90m)	〃 (4.90m) 〃	〃
加世田川	日 新 橋	〃 (2.80m) 〃 (3.70m)	〃 (2.80m) 〃 (3.70m)	〃 (3.70m) 〃	〃
米之津川	春 日 橋	〃 (4.10m) 〃 (4.40m)	〃 (4.10m) 〃 (4.40m)	〃 (4.40m) 〃	〃
神 之 川 長 松 川 下 谷 口 川	荒 瀬 橋	〃 (2.26m) 〃 (2.75m)	〃 (2.26m) 〃 (2.75m)	〃 (2.75m) 〃	〃
花 渡 川 中 洲 川	新神浦橋	〃 (2.10m) 〃 (2.60m)	〃 (2.10m) 〃 (2.60m)	〃 (2.60m) 〃	〃
雄 川	北之口橋	〃 (2.98m) 〃 (4.26m)	〃 (2.98m) 〃 (4.26m)	〃 (4.26m) 〃	〃
新 川	田 上 橋	〃 (1.14m) 〃 (1.69m)	〃 (1.14m) 〃 (1.69m)	〃 (1.69m) 〃	〃
稲 荷 川	一 ッ 橋	〃 (2.25m) 〃 (2.70m)	〃 (2.25m) 〃 (2.70m)	〃 (2.70m) 〃	〃
永 田 川	宮 下 橋	〃 (2.22m) 〃 (2.57m)	〃 (2.22m) 〃 (2.57m)	〃 (2.57m) 〃	〃
本 城 川 井 川	今川原橋	〃 (1.25m) 〃 (1.76m)	〃 (1.25m) 〃 (1.76m)	〃 (1.76m) 〃	〃

(5) 水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲

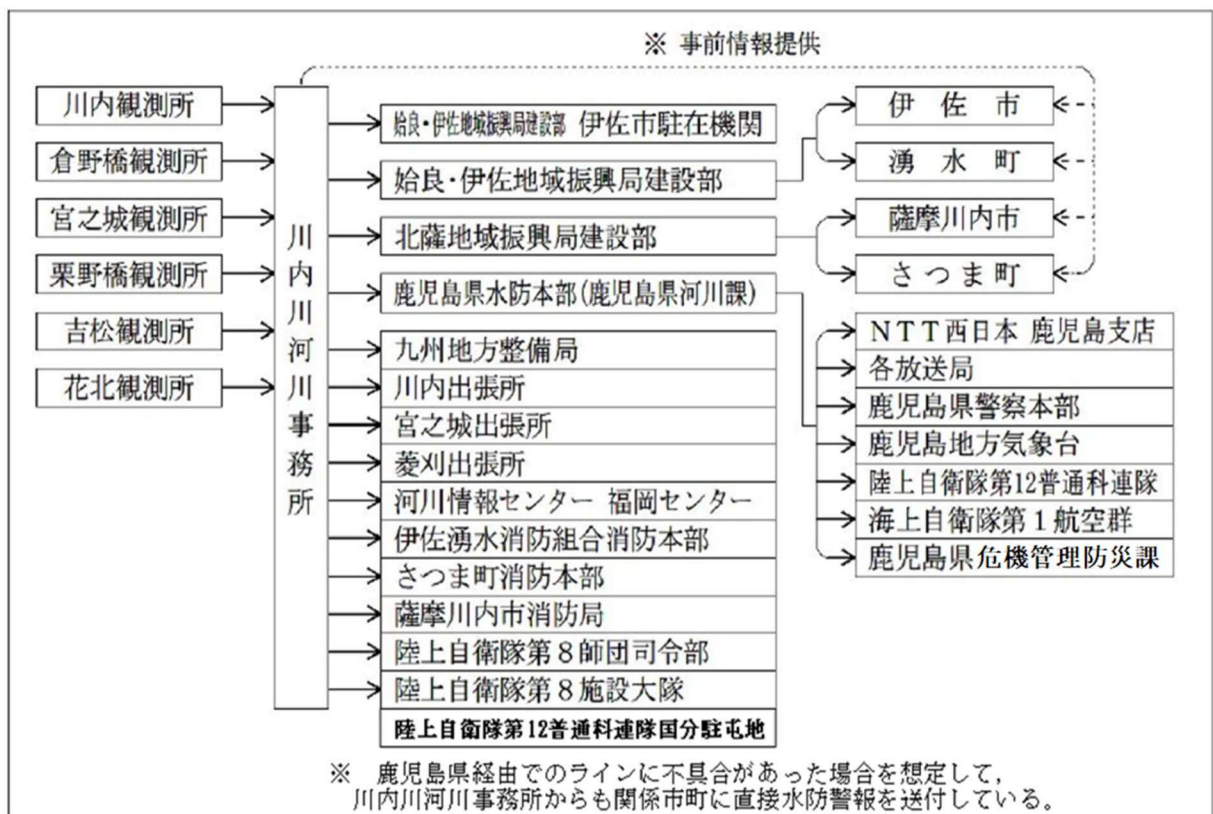
河川名	観測所名	発令担当者	連絡方法	水防管理団体 (水防管理者名)
甲突川	宮山橋	鹿児島地域振興局長	電話又は F A X	鹿児島市 (同市長)
	塚田橋	〃	〃	〃
	岩崎橋	〃	〃	〃
平佐川	草原橋	北薩地域振興局長	〃	薩摩川内市 (同市長)
天降川 手籠川 郡田川	日当山橋	始良・伊佐地域振興局長	〃	霧島市 (同市長)
万之瀬川	大渡橋	南薩地域振興局長	〃	南さつま市 (同市長) 南九州市 (同市長)
	万之瀬橋	〃	〃	南さつま市 (同市長)
加世田川	日新橋	〃	〃	〃
米之津川	春日橋	北薩地域振興局長	〃	出水市 (同市長)
神之川 長松川 下谷口川	荒瀬橋	鹿児島地域振興局長	〃	日置市 (同市長) 鹿児島市 (同市長)
花渡川 中洲川	新神浦橋	南薩地域振興局長	〃	枕崎市 (同市長)
雄川	北之口橋	大隅地域振興局長	〃	南大隅町 (同町長)
新川	田上橋	鹿児島地域振興局長	〃	鹿児島市 (同市長)
稻荷川	一ッ橋	〃	〃	〃
永田川	宮下橋	〃	〃	〃
本城川 井川	今川原橋	大隅地域振興局長	〃	垂水市 (同市長)

V 水防警報と通報

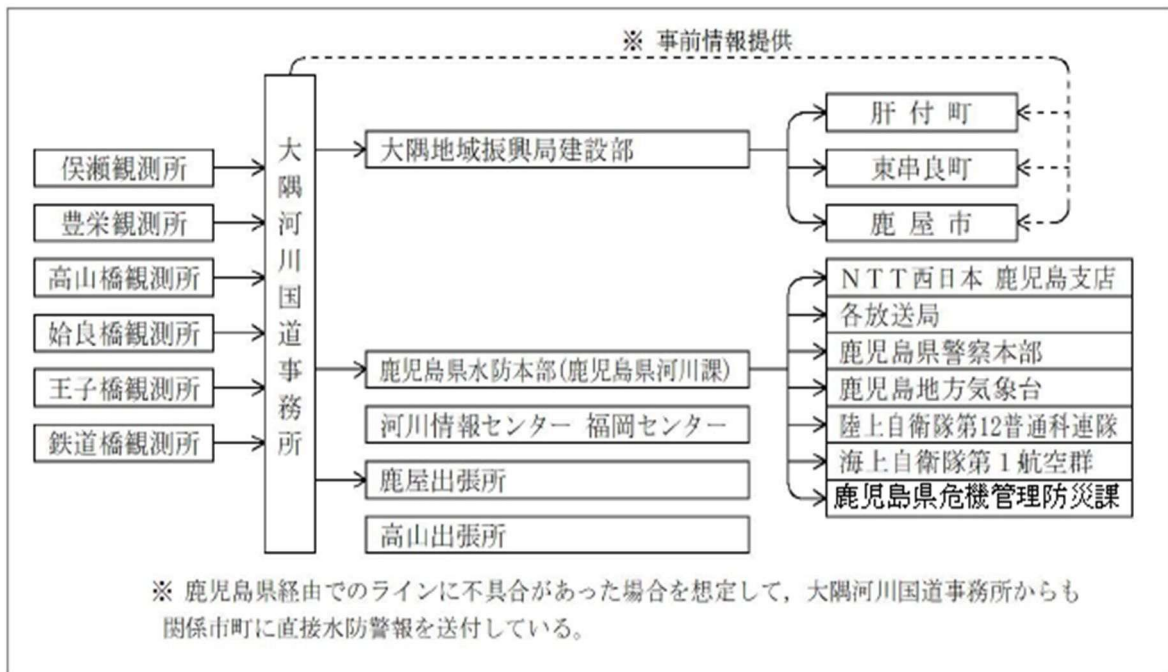
1 国土交通大臣が発表する水防警報の通報

- (1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川の区域を管轄する地域振興局建設部長は、国土交通大臣(川内川水系については国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所長、肝属川水系については大隅河川国道事務所長) から水防警報発表の通報を受けたときは、直ちに関係水防管理者、その他水防に関係のある機関へ通報するものとする。
- (2) 水防警報の通報を受けた県水防本部は、その旨を関係機関へ通報するものとする。
- (3) 水防警報の通知を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに水防団、消防機関を待機させ、又は必要に応じて出動その他の措置を取らせるものとする。
- (4) 水防警報連絡系統図は、次のとおりである。

ア 川内川水系水防警報連絡系統図



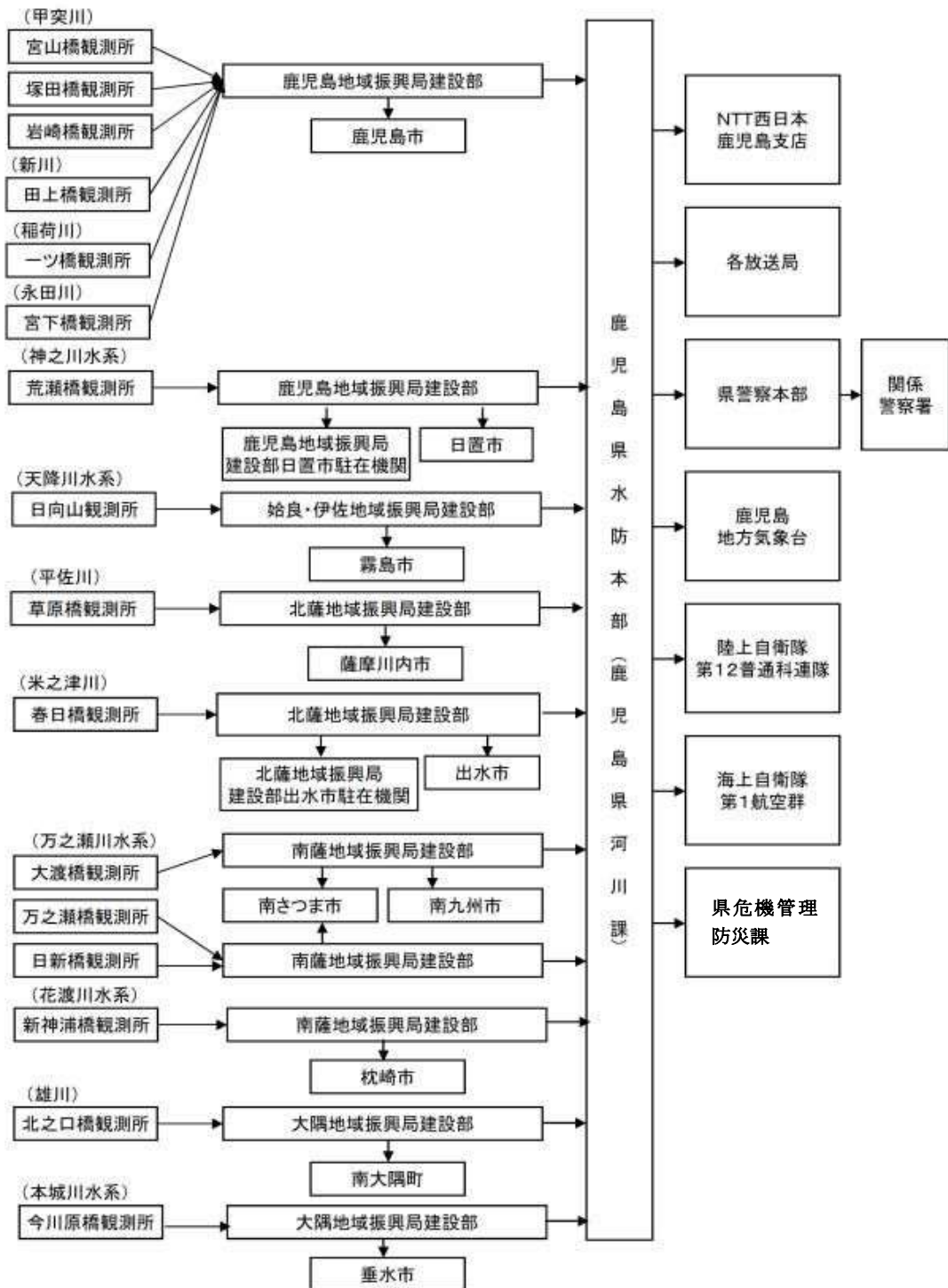
イ 肝属川水系水防警報連絡系統図



2 知事が発表する水防警報の通知

- (1) 水防警報発表者は、水防警報を発表したときは、直ちにその旨を県水防本部へ通報するとともに関係水防管理者その他水防に関係のある機関へ通知するものとする。
- (2) 水防警報の通報を受けた県水防本部は、その旨を関係機関へ通報するものとする。
- (3) 水防警報の通知を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに、水防団、消防機関を待機させ、又は必要に応じて出動その他の措置を取らせるものとする。
- (4) 平佐川の水防警報発表及び通報
 - ア 北薩地域振興局長は、川内川河川事務所長から川内川、隈之城川の水防警報発表の通報を受けたときは、平佐川も同時に水防警報を発表するものとする。
 - イ 県水防本部への通報その他は、(1)～(3)により行うものとする。

(5) 水防警報連絡系統図は、次のとおりである。



(6) 水防警報の発表形式
水防警報の発表形式は次のとおりである。

水 防 警 報

水防警報発表伺

部長	課長			係長	担当

水 防 警 報 第 号				種 別	河 川 名		
				待 機	川		
令 和	年	月	日	時	分	発 表	
<p>1. _____ の水位は、 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には _____ mになり水防団待機水位に達し、今後氾濫注意水位に達すると _____ 思われるので待機してください。</p>							
<p>2. _____ の水位は、 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には _____ mになり [イ. 水防団待機水位 口. 氾濫注意水位] を下り減水していますが、 再び水位が上昇することも考えられるので、待機して注意してください。</p>							
通 報 機 関 名							
通報機関名	通報時間	受信者	発信者	通報機関名	通報時間	受信者	発信者
河川課	:				:		
	:				:		
	:				:		

水 防 警 報

水防警報発表伺

部長	課長			係長	担当

水 防 警 報 第 号	種 別	河 川 名					
	準 備	川					
令和 年 月 日 時 分	発表						
<p>1. _____ の水位は、 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には _____ mになり</p> <p>水防団待機水位を越え { イ. なお上昇していますので ロ. 1時間に _____ cmの割合で上昇していますので }</p> <p>今後の状況によりいつでも出動できるように準備してください。</p>							
<p>2. _____ の水位は、 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には</p> <p>氾濫注意水位を下り減水していますが、再び水位が上昇することも</p> <p>考えられるので、準備態勢で引き続き警戒してください。</p>							
通 報 機 関 名							
通報機関名	通報時間	受信者	発信者	通報機関名	通報時間	受信者	発信者
河川課	:				:		
	:				:		
	:				:		

水 防 警 報

水防警報発表伺

部長	課長			係長	担当

水 防 警 報 第 号	種 別	河 川 名					
	出 動	川					
令和 年 月 日 時 分	発表						
<p>1. _____ の水位は、 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には _____ mになり</p> <p>氾濫注意水位に達し { イ. なお上昇していますので ロ. 1時間に _____ cmの割合で上昇していますので }</p> <p>出動して厳重に警戒してください。</p>							
通 報 機 関 名							
通報機関名	通報時間	受信者	発信者	通報機関名	通報時間	受信者	発信者
河川課	:				:		
	:				:		
	:				:		

水 防 警 報

水防警報発表伺

部長	課長			係長	担当

水 防 警 報 第 号	種 別	河 川 名					
	警 戒	川					
令和 年 月 日 時 分	発表						
<p>1. _____ 雨量観測所では、 _____ 月 _____ 日 _____ 時から _____ 時までの _____ 時間に _____ mmの降雨を記録しました。</p>							
<p>2. _____ の水位は、 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には _____ mで、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> [<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <p>イ. なお上昇しています。</p> <p>ロ. 1時間に _____ cmの割合で上昇しています。</p> </div>] </div> <p>_____</p> <p>今後まだ増水の見込みですから、各水防機関は引き続き警戒してください。</p>							
通 報 機 関 名							
通報機関名	通報時間	受信者	発信者	通報機関名	通報時間	受信者	発信者
河川課	:				:		
	:				:		
	:				:		

水 防 警 報

水防警報発表伺

部長	課長			係長	担当

水 防 警 報 第 号				種 別	河 川 名		
				解 除	川		
令 和	年	月	日	時	分	発 表	
<p>1. _____ の水位は、 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には _____ mになり [イ. 水防団待機水位] を下り再び水位の上昇はないと _____] 口. 氾濫注意水位</p> <p>思われますので、水防警報を解除します。</p>							
通 報 機 関 名							
通報機関名	通報時間	受信者	発信者	通報機関名	通報時間	受信者	発信者
河川課	:				:		
	:				:		
	:				:		

第 6 章 洪 水 予 報

I 国土交通大臣が行う洪水予報

法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報は、次のとおりである。

1 予報の種類

- (1) (川内川・肝属川) レベル2 氾濫注意報
- (2) (川内川・肝属川) レベル3 氾濫警報
- (3) (川内川・肝属川) レベル4 氾濫危険警報
- (4) (川内川・肝属川) レベル5 氾濫発生情報

2 洪水予報の発表基準

予報の種類	発 表 基 準
レベル2 氾濫注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
レベル3 氾濫警報	次のときに発表する。 ① 基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。 ② 避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
レベル4 氾濫危険警報	次のときに発表する。 ① 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき。 ② 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき。 ※ レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表
レベル2 氾濫注意報 (警報解除)	次のときに発表する。 ① レベル4 氾濫危険警報又はレベル3 氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）。 ② 氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）。
レベル2 氾濫注意報解除	レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険警報、レベル3 氾濫警報又はレベル2 氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。

3 洪水予報

(1) 川内川における洪水予報実施区域及び発表基準地点

水系	予報区域	実施区間	基準地点
川内川	川内川上流部	川内川 左岸 宮崎県えびの市大字原田字池元3824番の1地先から鶴田ダムまで 右岸 宮崎県えびの市大字原田字佐院3871番の1地先から鶴田ダムまで	真幸水位観測所 栗野橋水位観測所
		綿打川 鹿児島県始良郡湧水町大字米永字坂元3368番の2地先から幹川合流点まで	栗野橋水位観測所
	川内川下流部	川内川 左岸 鶴田ダムから海まで 右岸 鶴田ダムから海まで	宮之城水位観測所 川内水位観測所

水系	予報区域	実施区間	基準地点
川内川	川内川下流部	隈之城川 左岸 鹿児島県薩摩川内市隈之城町大字隈之城字石間伏739番の2地先から幹川合流点まで 右岸 鹿児島県薩摩川内市向田町大字向田字腰掛1265番の2地先から幹川合流点まで	川内水位観測所
		樋渡川 左岸 鹿児島県薩摩川内市東郷町大字斧渕字七迫5014番の3地先から幹川合流点まで 右岸 鹿児島県薩摩川内市東郷町大字榎木田字7863番地先から幹川合流点まで	

(2) 肝属川における洪水予報実施区域及び発表基準地点

水系	予報区域	実施区間	基準地点
肝属川	肝属川	鹿児島県鹿屋市祓川町3947番地先の県道橋から海まで	俣瀬観測所 王子橋観測所
	串良川	左岸 鹿児島県鹿屋市串良町大字細山田字水洗801番地の口地先から肝属川への合流点まで 右岸 鹿屋市串良町川久保4130番の1地先から肝属川への合流点まで	豊栄観測所
		高山川 左岸 鹿児島県肝属郡肝付町大字前田字田布尾323番の1地先から肝属川への合流点まで 右岸 同町大字新富字築ヶ城7737番の5地先から肝属川への合流点まで	
	始良川	左岸 鹿児島県鹿屋市吾平町大字上名字水流4909番の2地先県道橋から肝属川への合流点まで 右岸 同市同町字西方高迫5684番の3地先の県道橋から肝属川への合流点まで	始良橋観測所

(3) 川内川における基準水位一覧

河川名	基準観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位
		m	m	m	m	m
川内川	真幸	2.4	3.3	4.0	4.7	5.86
川内川	栗野橋	3.8	4.4	5.1	5.8	7.04
川内川	宮之城	4.0	5.2	6.4	7.6	8.59
川内川	川内	4.2	4.7	5.1	5.6	6.34
隈之城川	川内	4.2	4.7	5.1	5.6	6.34

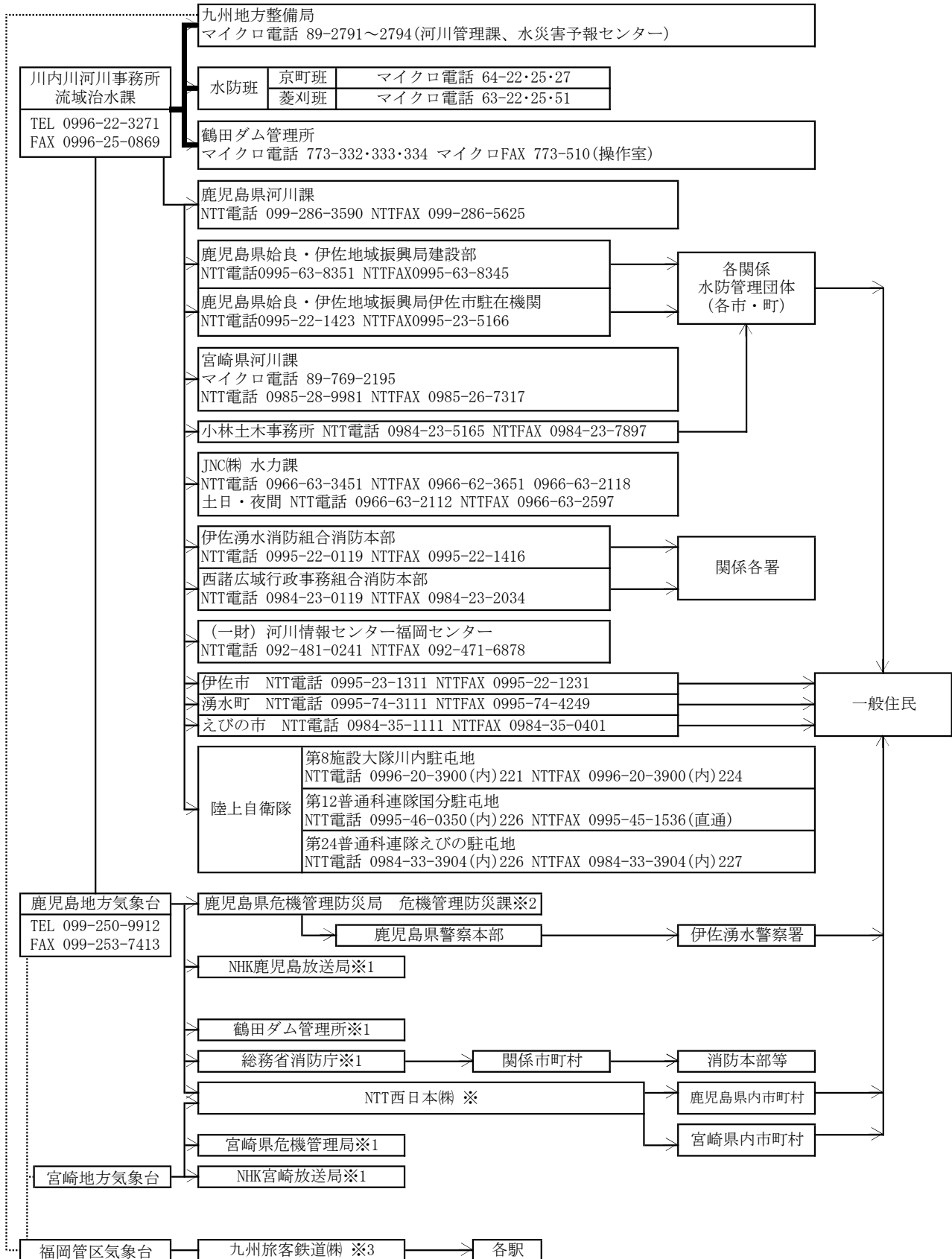
(4) 肝属川における基準水位一覧

河川名	基準観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位
		m	m	m	m	m
肝属川	俣瀬	2.8	3.8	4.7	5.0	6.95
肝属川	王子橋	2.3	3.2	3.7	4.2	5.02
串良川	豊栄	2.1	3.7	4.4	4.9	6.20
高山川	高山橋	3.3	4.6	5.1	6.4	8.72
始良川	始良橋	2.3	3.7	5.0	5.5	7.02

(注) 予報文例は後掲

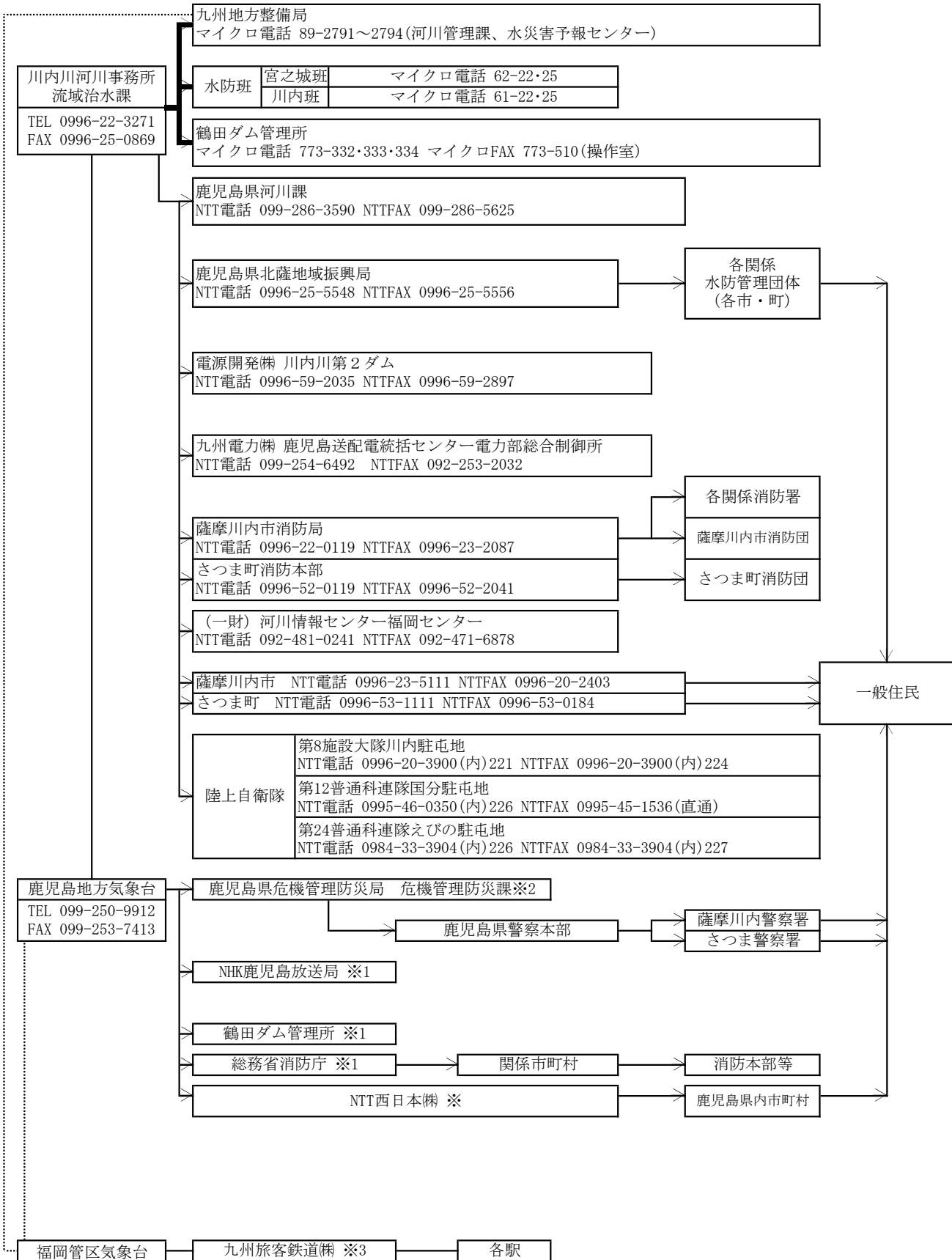
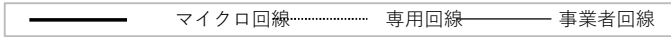
伝達系統図（川内川上流部）

——— マイクロ回線 専用回線 ——— 事業者回線



※NTT西日本電信(株)への伝達は警報のみとし、一般の利用に適合する警報の通知をもって代える。
 ※1 気象情報伝送処理システム (オンライン) ※2 防災情報提供システム (専用線)
 ※3 防災情報提供システムメール (インターネット)

伝達系統図（川内川下流部）



※NTT西日本(株)への伝達は警報のみとし、一般の利用に適合する警報の通知をもって代える。
 ※1 気象情報伝送処理システム（オンライン） ※2 防災情報提供システム（専用線）
 ※3 防災情報提供システムメール（インターネット）

正規

せんだいがわがわじょうりゅうぶ
川内川上流部レベル4 氾濫危険警報
(警戒レベル4相当情報)

川内川上流部洪水予報 第〇号
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
 せんだいがわがわせんじむしょ かごしまちほうきょうだい
 川内川河川事務所・鹿児島地方気象台 共同発表

(見出し)

川内川上流部では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。川内川の真幸基準観測所（えびの市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。川内川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、えびの市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。川内川の栗野橋基準観測所（始良郡湧水町）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

川内川上流部レベル4 氾濫危険警報（警戒レベル4相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	真幸	栗野橋
	対象河川	川内川 長江川	川内川 その他
	警戒レベル（ ）相当	4	3
	現況水位	4 (レベル4水位超過)	3 (レベル3水位超過)
	予測水位		
更新	えびの市	4	-
	始良郡湧水町	-	3
	伊佐市	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル4相当								
真幸 (えびの市)	氾濫危険水位 4.70 m							
	避難判断水位 4.00 m							
	氾濫注意水位 3.30 m							
	ゼロ点高 EL=214.40 m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
栗野橋 (始良郡湧水町)	氾濫危険水位 5.80 m							
	避難判断水位 5.10 m							
	氾濫注意水位 4.40 m							
	ゼロ点高 EL=179.60 m							

- ・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.htm
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	真幸 水位観測所	栗野橋 水位観測所	
	えびの市	始良郡湧水町	
受け持ち区間	川内川		
	左岸 えびの市大字原田地先からえびの市大字亀沢地先	左岸 湧水町大字鶴丸地先から鶴田ダム	
	左岸 えびの市大字原田地先からえびの市大字岡松地先	右岸 湧水町大字般若寺地先から鶴田ダム	
	長江川		
	左岸 えびの市大字栗下地先から川内川への合流点	左岸 (榊打川) 湧水町入子米永地先から川内川への合流地点	
	左岸 えびの市大字栗下地先から川内川への合流点	右岸 (榊打川) 湧水町入子米永地先から川内川への合流地点	

雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XX
---------------------	---

洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XX
---------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XX
----------	---

氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 川内川河川事務所 防災室 電話：0996-22-3273

気象関係：気象庁 鹿児島地方気象台 電話：099-250-9912

正規

川内川下流部^{せんだいがわがりゆうぶ}レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4相当情報)

川内川下流部洪水予報第〇号
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
せんだいがわかせんじむしょ かごしまちほうきしやうだい
川内川河川事務所・鹿児島地方気象台 共同発表

(見出し)

川内川下流部では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。川内川の宮之城基準観測所（薩摩郡さつま町）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。川内川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、薩摩郡さつま町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。川内川の川内基準観測所（薩摩川内市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

川内川下流部レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	宮之城	川内
	対象河川	川内川	川内川 隈之城川 樋渡川
	警戒レベル()相当	4	3
	現況水位	4 (レベル4水位超過)	3 (レベル3水位超過)
	予測水位		
更新	薩摩郡さつま町	4	-
	薩摩川内市	4	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=havamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル4相当								
宮之城 薩摩郡さつま町	氾濫危険水位 7.60 m							
	避難判断水位 6.40 m							
	氾濫注意水位 5.20 m							
	ゼロ点高 EL=19.00 m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
川内 (薩摩川内市)	氾濫危険水位 5.60 m							
	避難判断水位 5.10 m							
	氾濫注意水位 4.70 m							
	ゼロ点高 EL=0.00 m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.htm
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	宮之城 基準観測所	川内 基準観測所	
	薩摩郡さつま町	薩摩川内市	
受け持ち区間	川内川 左岸 鶴田ダムから薩摩川内市楠元町 左岸 鶴田ダムから薩摩川内市東郷町	川内川 左岸 薩摩川内市楠元町から海 右岸 薩摩川内市東郷町から海	
		隈之城川 左岸 薩摩川内市隈之城町から川内川への合流点 右岸 薩摩川内市向田町から川内川への合流点	
		樋渡川 左岸 薩摩川内市東郷町から川内川への合流地点 右岸 薩摩川内市東郷町から川内川への合流地点	

雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XX
---------------------	---

洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XX
---------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XX
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 川内川河川事務所 防災室 電話：0996-22-3273

気象関係：気象庁 鹿児島地方気象台 電話：099-250-9912

洪水予報の発表形式イメージ (PDF 形式)

正規

〇〇川^{かわ}レベル4 氾濫危険警報
(警戒レベル4 相当情報)

〇〇川洪水予報第〇号
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水のおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4 相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
対象河川	〇〇川	〇〇川	
警戒レベル()相当	警戒レベル()相当	4	3
	現況水位	4 (レベル4 水位超過)	3 (レベル3 水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	4	-
更新	△△市	4	3
更新	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

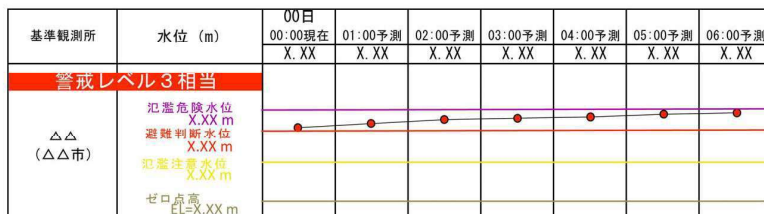
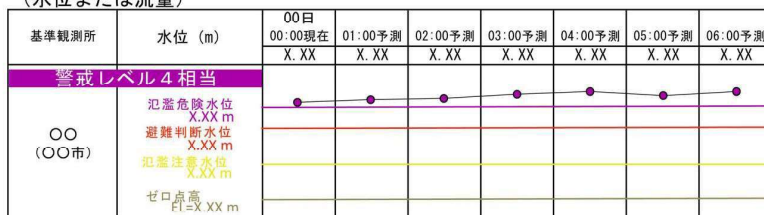
(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)



・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市 〇〇川	△△市 〇〇川	
受け持ち区間	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで	
	右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

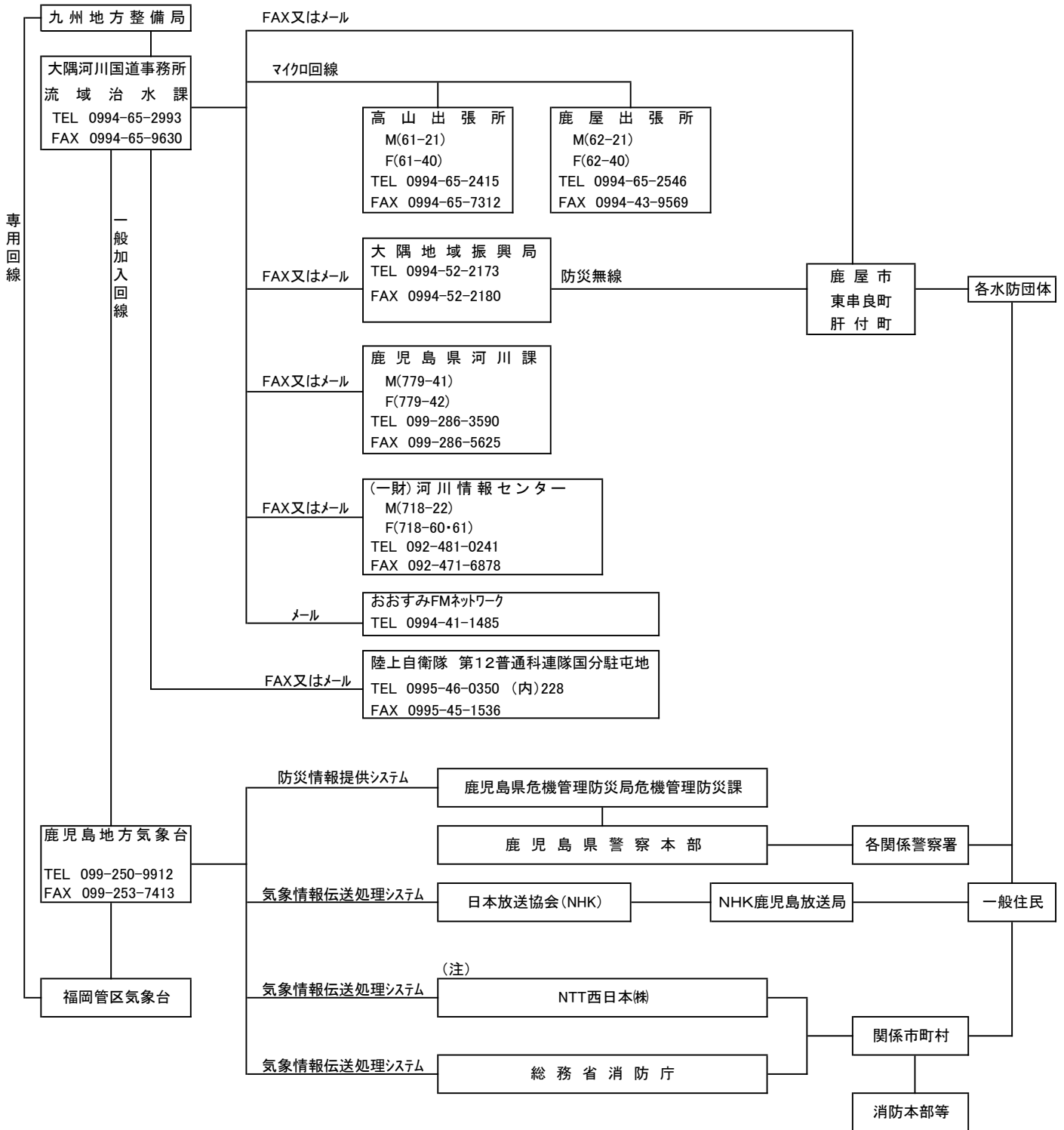
浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

伝達系統図(肝属川)



注) NTT西日本(株)又はNTT東日本(株)への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

II 知事が行う洪水予報

法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項に基づき、知事と気象庁が共同して行う洪水予報は、次のとおりである。

1 予報の種類

- (1) (万之瀬川・加世田川) レベル2 氾濫注意報
- (2) (万之瀬川・加世田川) レベル3 氾濫警報
- (3) (万之瀬川・加世田川) レベル4 氾濫危険警報
- (4) (万之瀬川・加世田川) レベル5 氾濫発生情報

2 洪水予報の発表基準

予報の種類	発表基準
万之瀬川・加世田川 レベル2 氾濫注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
万之瀬川・加世田川 レベル3 氾濫警報	次のときに発表する。 ① 基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。 ② 避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
万之瀬川・加世田川 レベル4 氾濫危険警報	次のときに発表する。 ① 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき。 ② 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
万之瀬川・加世田川 レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき。 ※ レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表
万之瀬川・加世田川 レベル2 氾濫注意報 (警報解除)	次のときに発表する。 ① レベル4 氾濫危険警報又はレベル3 氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）。 ② 氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）。
万之瀬川・加世田川 レベル2 氾濫注意報解除	レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険警報、レベル3 氾濫警報又はレベル2 氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。

3 洪水予報（予報実施区域及び発表基準）

(1) 万之瀬川・加世田川洪水予報

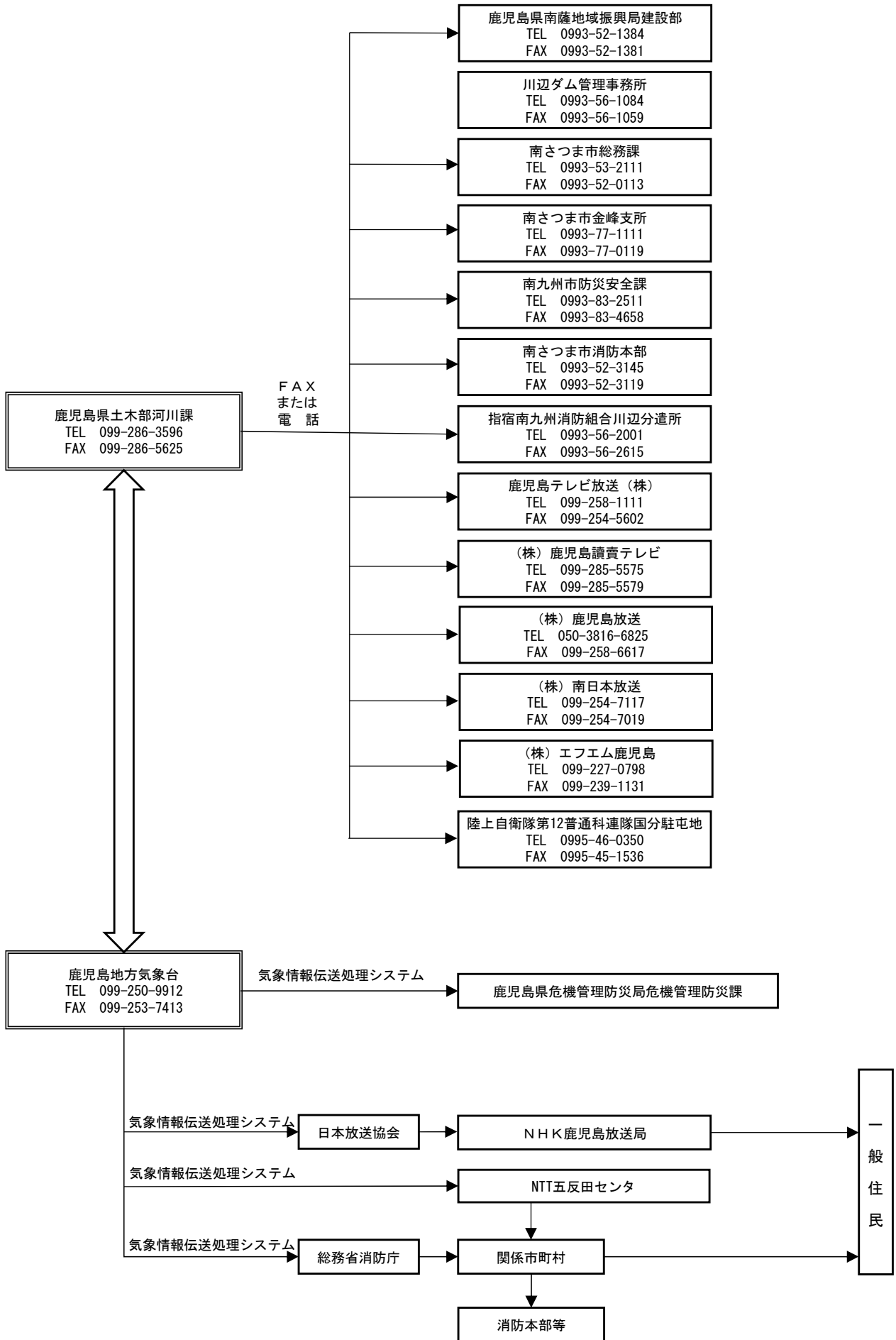
水系	予報区域	実施区間	基準地点
万之瀬川	万之瀬川	左岸 南九州市川辺町清水字湯ノ尻3480番1地先から海まで	大渡橋水位観測所 万之瀬橋水位観測所
		右岸 南九州市川辺町清水字眼流川2025番2地先から海まで	
	加世田川	左岸 南さつま市加世田内山田字金気8197番1地先から万之瀬川への合流点まで 右岸 南さつま市加世田内山田字下精谷7689番3地先から万之瀬川への合流点まで	日新橋水位観測所

(注) 予報文例は後掲。

(2) 万之瀬川・加世田川における基準水位一覧

河川名	基準観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位
		m	m	m	m	m
万之瀬川	万之瀬橋	3.5	4.9	5.3	5.8	7.3
万之瀬川	大渡橋	3.1	4.4	4.9	5.4	6.4
加世田川	日新橋	2.8	3.7	4.2	4.8	5.5

伝達系統図(万之瀬川及び加世田川)



正規

万之瀬川水系万之瀬川・加世田川レベル3 氾濫警報 (警戒レベル3相当情報)

万之瀬川水系万之瀬川・加世田川洪水予報 第3号
令和8年8月20日16時00分
鹿児島県・鹿児島地方気象台 共同発表

(見出し)

万之瀬川水系万之瀬川・加世田川では、避難判断水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。万之瀬川の万之瀬橋水位観測所（南さつま市）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル2相当】加世田川の日新橋水位観測所（南さつま市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください

(警戒レベル相当情報早見表)

万之瀬川水系万之瀬川・加世田川レベル3 氾濫警報 (警戒レベル3相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	万之瀬橋	大渡橋 日新橋
	対象河川	万之瀬川	万之瀬川 加世田川
	警戒レベル()相当	3	2
更新	現況水位	3 (レベル3水位超過)	
	予測水位	3	
更新	南さつま市	3	-
	南九州市		-

市区町村ごとの警戒レベル相当の数值は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところで1時間に25ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	20日09時30分~20日15時30分 までの流域平均雨量	20日15時30分~20日18時30分 までの流域平均雨量の見込み
万之瀬川上流域	127 ミリ	40 ミリ

流域	20日09時30分～20日15時30分までの流域平均雨量	20日15時30分～20日18時30分までの流域平均雨量の見込み
万之瀬川流域	128 ミリ	40 ミリ

流域	20日09時30分～20日15時30分までの流域平均雨量	20日15時30分～20日18時30分までの流域平均雨量の見込み
加世田川流域	132 ミリ	25 ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	20日	16:30予測	17:30予測	18:30予測	19:30予測	20:30予測	21:30予測
		15:30現在						
		5.30	5.55	5.48	5.10			
警戒レベル3相当								
万之瀬橋 (南さつま市)	氾濫危険水位 5.80 m 避難判断水位 5.30 m 氾濫注意水位 4.90 m ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	20日	16:30予測	17:30予測	18:30予測	19:30予測	20:30予測	21:30予測
		15:30現在						
		3.80						
大渡橋 (南さつま市)	氾濫危険水位 5.40 m 避難判断水位 4.90 m 氾濫注意水位 4.40 m ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	20日	16:30予測	17:30予測	18:30予測	19:30予測	20:30予測	21:30予測
		15:30現在						
		3.93	3.94	3.95	3.96			
警戒レベル2相当								
日新橋 (南九州市)	氾濫危険水位 4.80 m 避難判断水位 4.20 m 氾濫注意水位 3.70 m ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXX

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	万之瀬橋 水位観測所	大渡橋 水位観測所	日新橋 水位観測所
	南さつま市	南九州市	南さつま市
受け持ち区間	万之瀬川 左岸 南さつま市加世田川畑 から海	万之瀬川 左岸 南九州市川辺町清水か ら南九州市川辺町永田	加世田川 左岸 南さつま市加世田内山 田から万之瀬川への合 流点
	右岸 南さつま市金峰町花瀬 から海	右岸 南九州市川辺町清水か ら南九州市川辺町田部 田	右岸 南さつま市加世田内山 田から万之瀬川への合 流点

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XXXXXXXXX	イメージ	XXXXXXXXXXXXXXXXXX
--------------------	---	------	--------------------

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXX	イメージ	XXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---	------	--------------------

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXX	イメージ	XXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---	------	--------------------

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXX	イメージ	XXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---	------	--------------------



イメージ

今後の雨（解析雨量、
降水短時間予報）



イメージ

川の防災情報



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：鹿児島県 土木部河川課 電話：099-286-3596

気象関係：気象庁 鹿児島地方気象台 電話：099-250-9912

第 7 章 水 位 情 報

I 水位情報の通知

国土交通大臣又は知事は、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、法第13条で規定される洪水特別警戒水位に達したときは、水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知しなければならない。

II 国土交通大臣が水位情報の周知を行う河川（いわゆる水位周知河川）

※ 氾濫危険水位をもって洪水特別警戒水位とする。

1 水位周知河川の名称及びその区域

河川の名称		区 域
川内川	支川	左岸 伊佐市大口大字里字大中免277番地から幹川合流点まで
	羽月川	右岸 伊佐市大口大字鳥巣字水流456番乙号の2地先から幹川合流点まで
肝属川	支川	左岸 鹿屋市新栄町13番地先の市道橋から幹川合流点まで
	下谷川	右岸 鹿屋市新栄町12番地先の市道橋から幹川合流点まで

2 水位情報を通知する水防管理者、関係市町村長

河川名	通 知 者	水防管理者、関係市町村長
羽月川	川内川河川事務所	伊佐市長
下谷川	大隅河川国道事務所	鹿屋市長

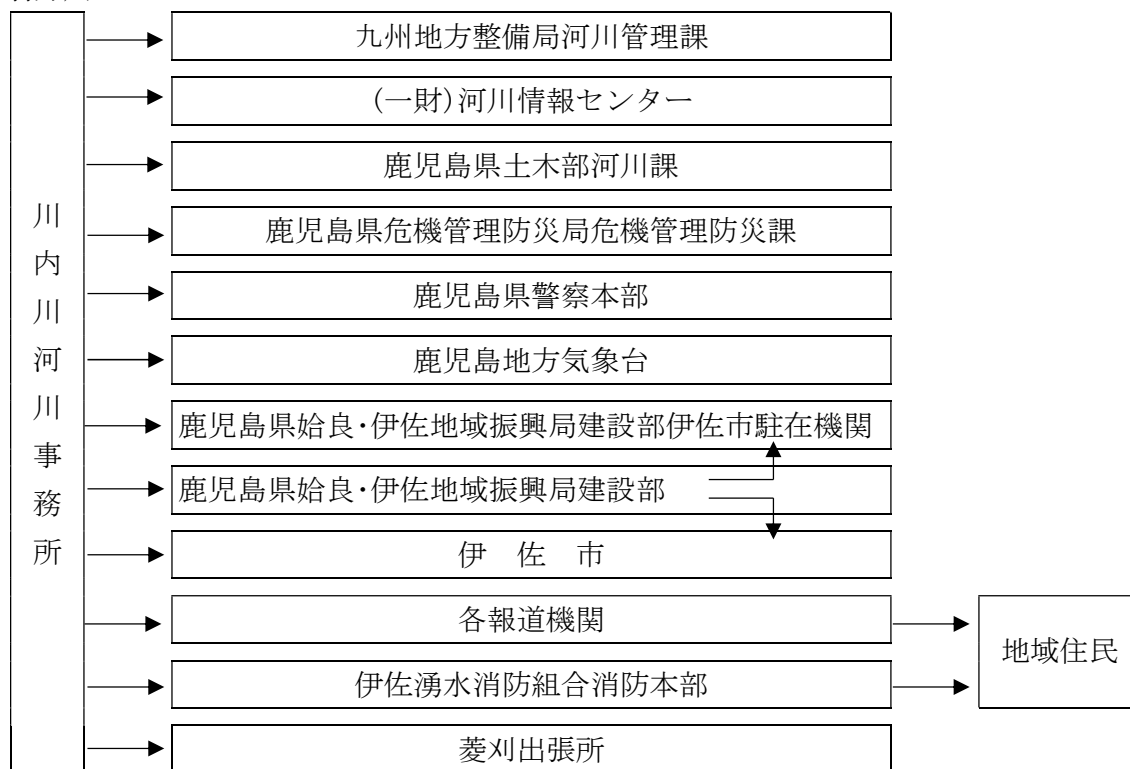
3 水位周知河川の氾濫危険水位

河 川 名	観測所名	地 先 名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
			m	m	m	m
羽月川	花 北	伊佐市菱刈下手877の2	4.30	5.10	6.20	7.00
下谷川	鉄道橋	鹿屋市新栄町	2.40	3.10	3.50	4.26

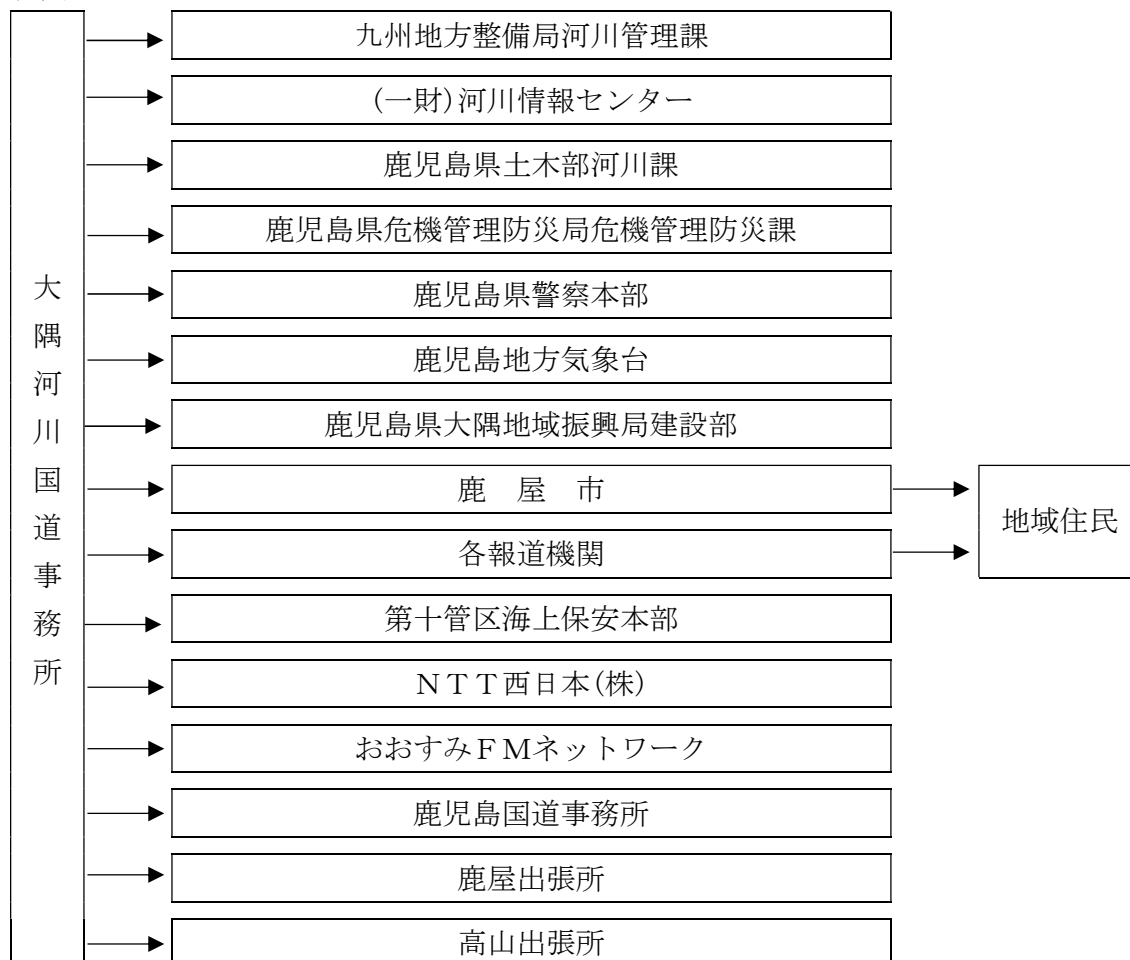
4 水位情報の通知

水位情報通知者は、水位周知河川の水位が、氾濫危険水位に達したときは、直ちに以下に示す体系図により水位情報を通知する。

(1) 羽月川



(2) 下谷川



Ⅲ 知事が水位情報の周知を行う河川（いわゆる水位周知河川）

※ 氾濫危険水位をもって洪水特別警戒水位とする。

1 水位周知河川の名称及びその区域

河川の名称		区 域
甲 突 川	幹川	鹿児島市郡山町3494番地先の伊良ヶ谷滝から海まで
川 内 川	支川・平佐川	薩摩川内市田崎町田崎橋から支川隈之城川合流点まで
天 降 川	幹川	左岸 霧島市牧園町下中津川字折橋2229番地の2地先の市道橋から海に至る 右岸 霧島市隼人町嘉例川字四十田4386番地の21地先の市道橋から海に至る
	支川・手籠川	左岸 霧島市国分重久字世田1926番地先の市道橋から天降川合流点まで 右岸 霧島市国分重久字田中1100番地の1地先の市道橋から天降川合流点まで
	支川・郡田川	左岸 霧島市国分清水四丁目2282番地の4地先の市道橋から手籠川合流点まで 右岸 霧島市国分郡田字東ノ上721番地の15地先の市道橋から手籠川合流点まで
米之津川	幹川	左岸 出水市武本字柳田6901番3地先から海まで 右岸 出水市上鯖淵字鯖淵原2379番2地先から海まで
神 之 川	幹川	日置市伊集院町郡梅乃前橋から海に至る
	支川・長松川	日置市伊集院町清藤清藤橋から神之川合流点まで
	支川・下谷口川	日置市伊集院町下谷口吾田橋から神之川合流点まで
花 渡 川	幹川	左岸 枕崎市田布川町911番1地先から海まで 右岸 枕崎市金山西町234番地先から海まで
	支川・中洲川	枕崎市桜山東町柴立橋から花渡川合流点まで
雄 川	幹川	左岸 肝属郡南大隅町根占川南から海まで 右岸 肝属郡南大隅町根占川北字小谷6245番地先から海まで
新 川	幹川	鹿児島市小野町紅葉橋から海まで
稲 荷 川	幹川	左岸 鹿児島市稲荷町251番26地先から海まで 右岸 鹿児島市稲荷町251番6地先から海まで
永 田 川	幹川	鹿児島市山田町一里迫大橋から海まで
本 城 川	幹川	垂水市高城的場橋から海まで
	支川・井川	垂水市新御堂五反田橋から本城川合流点まで

2 水位情報を通知する水防管理者、市町村長

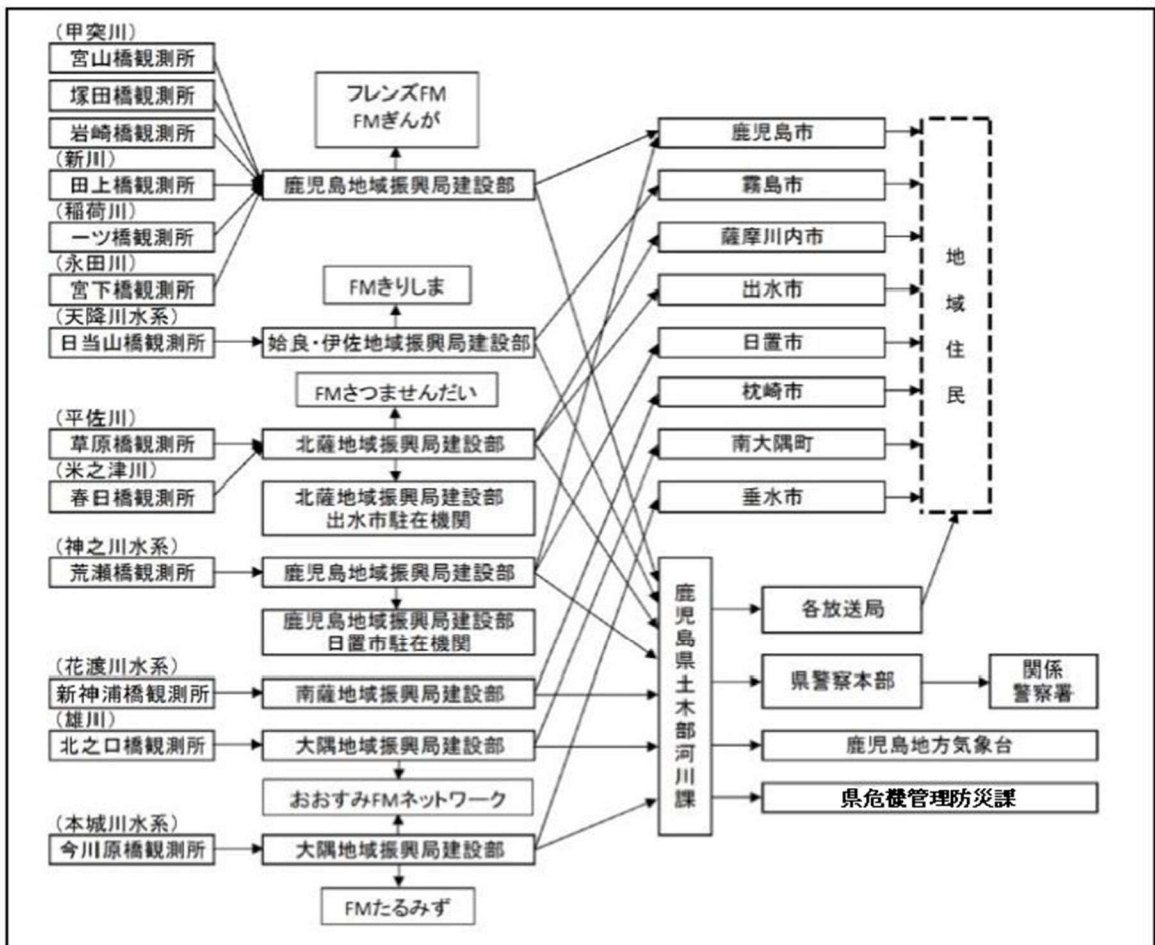
河川名	発令者	水防管理者、関係市町村長
甲 突 川	鹿児島地域振興局長	鹿児島市長
平 佐 川	北薩地域振興局長	薩摩川内市長
天 降 川 手 籠 川 郡 田 川	始良・伊佐地域振興局長	霧島市長
米之津川	北薩地域振興局長	出水市長
神 之 川 長 松 川 下谷口川	鹿児島地域振興局長	日置市長、鹿児島市長
花 渡 川 中 洲 川	南薩地域振興局長	枕崎市長
雄 川	大隅地域振興局長	南大隅町長
新 川 稻 荷 川 永 田 川	鹿児島地域振興局長	鹿児島市長
本 城 川 井 川	大隅地域振興局長	垂水市長

3 水位周知河川の氾濫危険水位

河川名	観測所名	地先	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
			m	m	m	m
甲突川	宮山橋	鹿児島市郡山町	1.63	1.78	1.89	2.40
	塚田橋	鹿児島市小山田町塚田	3.02	3.34	3.55	4.16
	岩崎橋	鹿児島市下伊敷一丁目	4.19	4.78	5.04	5.44
平佐川	草原橋	薩摩川内市平佐町	3.47	4.07	4.67	5.57
天降川 手籠川 郡田川	日当山橋	霧島市隼人町東郷	4.40	5.40	6.40	6.40
米之津川	春日橋	出水市昭和町	4.10	4.40	4.90	5.60
神之川 長松川 下谷口川	荒瀬橋	日置市伊集院町徳重	2.26	2.75	2.91	3.34
花渡川 中洲川	新神浦橋	枕崎市桜山町	2.10	2.60	2.90	3.30
雄川	北之口橋	南大隅町根占川北	2.98	4.26	4.77	5.88
新川	田上橋	鹿児島市田上一丁目	1.14	1.69	2.06	2.50
稲荷川	一ッ橋	鹿児島市池之上町	2.25	2.70	3.00	3.20
永田川	宮下橋	鹿児島市中山町	2.22	2.57	2.80	3.49
本城川 井川	今川原橋	垂水市高城	1.25	1.76	2.02	3.30

4 水位情報の通知

- (1) 水位情報通知者は、水位周知河川の水位が、氾濫危険水位に達したときは、直ちにその旨を鹿児島県土木部河川課及び関係する水防管理者、市町村長に連絡する。
- (2) 水位情報の通知を受けた鹿児島県土木部河川課は、その水位情報を関係機関へ通知するものとする。
- (3) 水位情報の通知を受けた水防管理者及び市町村長は、必要に応じて地域住民の避難その他の措置を取らせるものとする。
- (4) 水位情報の通知系統図は、次のとおりである。



(参考) 水位情報の例 (米之津川)

米之津川氾濫危険水位情報

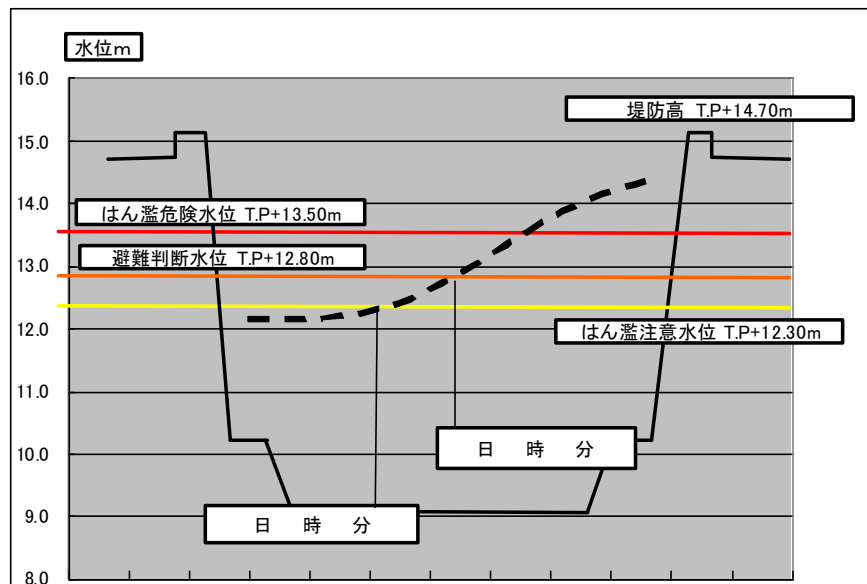
年 月 日 時 分
鹿児島県北薩地域振興局発表

【警戒レベル4相当】米之津川は、 時 分に、出水市昭和町の春日橋観測所で、避難勧告等の目安のひとつとなる水位である氾濫危険水位5.60mに達しました。

※氾濫危険水位…水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位

春日橋観測所では、 時～ 時の1時間に、約 m水位が上昇
今後とも水位の上昇が見込まれます。
また、 時 分現在、春日橋観測所付近の水位は、堤防の上まで
あと mとなっています。(場所によってはもっと小さい値となっています。)

(参考) 米之津川 春日橋観測所 (出水市昭和町)



市町村が発する避難情報に注意するとともに、周囲の状況の確認や避難準備をお願いします。

問合せ先 鹿児島県北薩地域振興局建設部建設総務課

担当

電話

(発信者 鹿児島県)